

高等教育アクレディテーション機関を 対象とする米国連邦教育省認証法制

——「認証基準」を軸に——

The Higher Education Accrediting Recognition Legislation of U.S.

Department of Education: About the Criteria Recognition

訳 早 田 幸 政*

解 説

1. アメリカにおける高等教育機関を対象としたアクレディテーション・システムと「認証」制度

アメリカでは、自立的な大学団体もしくは専門職を基礎とする高等教育団体が自らの定める基準に基づいて、大学を含む個別高等教育機関や教育プログラムを評価し合否判定を行うことを通して、その質の維持・向上を図ることを内容とする「アクレディテーション」の仕組みが発達している。アクレディテーションは、非政府組織によるピア・レビューとして行われている点、自身の定立した自主規制基準に即して評価・判定を行う点、に大きな特徴がある。それは、高等教育機関を一単位として行う「教育機関別アクレディテーション」と専門職業人養成のための教育プログラム単位で行う「教育プログラム別アクレディテーション」の二種に区分される。

一方、アクレディテーション機関も、その本来目的に即した活動を継続して行っていくため、定期的かつ組織的な外部評価を受け適格認定の地位

* 所員・中央大学理工学部教授

を得ることになっている。この外部評価・適格認定が「認証 (recognition)」と呼ばれる。認証活動は、連邦教育省 (U.S. Department of Education, USDE) と全米の大学代表を中心的構成メンバーとする非政府組織の「高等教育ア krediteーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation, CHEA)」の2つの組織によって担われている。

ア krediteーション機関は、それぞれ異なる理由に拠って、USDE もしくは CHEA (もしくはその双方) の認証を得ている。2008年制定の「高等教育機会法 (Higher Education Opportunity Act, HEOA)」TitleIV に基づけられた連邦政府・学生奨学金の受給資格に直結するア krediteーションを掌る機関にとって、USDE からの認証が不可欠である。米国では各高等教育機関にとって、奨学金受給資格と関連づけられた学生獲得戦略において、USDE の認証を得たア krediteーション機関からア kredite されるのが必須要件となっているのである。また USDE と同様のレベルにおいて、アメリカ高等教育界におけるア krediteーション機関としての「市民権」を公的に獲得しその地位をゆるぎないものとする上で、CHEA の認証が有効に機能している。このことに関連して、特記すべきことは、USDE, CHEA の両機関が担う「認証」活動が、全米の高等教育機関相互間での単位認定や学位認定の円滑化に貢献し得ているということを挙げねばならない。すなわち高等教育機関の間での単位や学位の相互認定は「高等教育単位互換等推進機構 (Higher Education Transfer Alliance, HETA)」という自立的な組織の枠組を介して行われるが、その対象となる高等教育機関や教育プログラムは、USDE や CHEA の認証を受けたア krediteーション機関によってア kredite されていることが不可欠的に要請されているのである。

このことに関連して、全米の6つの地域の別に置かれた教育機関別ア krediteーション機関である「地区基準協会 (regional accreditation association)」は、いずれも USDE の認証を得ていることから、この6つのいずれかの地区基準協会から適格認定されれば、当該高等教育機関は連邦政府・学生奨学金の受給資格を取得・継続できることになる。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

また、教育プログラム別アクレディテーション機関についても、「医・歯学系」、「看護学系」、「作業療法士・理学療法士養成系」、「公衆衛生・医療行政・カウンセラー養成系」といった医療や公衆衛生など「人の健康」に直結する専門領域の人材養成を目指す教育プログラムを管轄する教育プログラム別アクレディテーション機関の場合、そのほとんどが USDE から認証されている。

但し、USDE の認証を得ていない教育プログラム別アクレディテーション機関においても、アクレディテーションの地位の新規申請・更新を希望する各教育プログラムの審査に着手するに当たり、上記「地区基準協会」等の機関別アクレディテーション機関から適格認定されていることを必須要件として、これを申請教育プログラムに課している。このことは、教育プログラム別アクレディテーション機関が、「地区基準協会」などの教育機関別アクレディテーション機関から適格認定された高等教育機関内の教育プログラムのみを審査対象としているという意味において、USDE による認証の効果が、USDE の管轄外の教育プログラム別アクレディテーションにも及んでいることを意味している。以上の点に鑑み、USDE による認証は、アクレディテーションの営みを介して、米国高等教育全体に亘る質保証において多大な役割を果たしているということが言えよう。

2. 連邦教育者 (USDE) の認証システムの実施主体とその法的根拠

① 認証業務の担当部局

USDE が掌るアクレディテーション機関に対する認証の決定権限は、教育長官に帰属している（こうしたことから、USDE の行う認証は、「連邦教育省長官認証 (Secretary's Recognition)」とも呼ばれている）。そして同省長官の認証権限の下で、認証の直接的な実施主体は、USDE に置かれた「高等教育部 (Office of Postsecondary Education) に所属する連邦教育省・上級官 (senior Department official) が、認証の可否に直結する分析・評価を行うとともに、認証プロセスの進行を掌理する。

②「認証」の有効期間と認証基準

「認証」の有効期間は、5年である。「認証」の継続を希望するア krediteーション機関は、5年毎にその地位更新のための審査を受けなければならない。

「認証」の新規申請・更新の審査の際に適用されるのが、連邦教育省長官の権限の下で定められた「認証基準 (The Criteria for Recognition)」である。ア krediteーション機関が、USDE の認証を得るためには、この認証基準に適合していることが必要不可欠である。

そこで、本 [資料 (翻訳)] では、米国のア krediteーション機関を対象とする「認証」システムを形成する法構造の全容の紹介を行うべく、まず「連邦教育省長官認証」の基本的枠組について規定した U.S.C. Title 20 Education: Chapter 28 – Higher Education Resources and Student Assistance: § 1099b. Recognition of accrediting agency or association の訳出を行った。そして、同法の規定の下、連邦教育省長官の制定に係るもので、連邦教育省規則 “Title 34 (Education) of the Code of Federal Regulations 34 CFR : Part 602 The Secretary’s Recognition of Accrediting Agencies” の “Subpart B (The Criteria for Recognition (§§ 602.10~602.29))” の全訳を試み、その具体的な法構造を示すこととした。

次に、上記米国の「連邦教育省長官認証」の枠組と「認証基準」の2つの法令の邦訳全文を掲記する。

* * *

U.S.C. Title 20 Education

Chapter 28 – Higher Education Resources and Student Assistance

Subchapter IV – Student Assistance

Part H – Program Integrity

Subpart 2 – Accrediting Agency Recognition (§ 1099b)

§ 1099b. Recognition of accrediting agency or association

(2021年7月22日 早田幸政訳)

U.S.C. Title 20 教育

Chapter 28 – 高等教育に必要な諸資源と学生支援

Subchapter IV – 学生支援

Part H – 高等教育行政プログラムの誠実性

Subpart 2 – アクレディテーション機関の認証 (§ 1099b)

§ 1099b. アクレディテーションを掌る機関もしくは団体の認証

(a) 必須要件

いかなるアクレディテーション機関も、連邦教育省長官が本 § 1099b に従って確定した基準に適合しない限り、本章の目的及びそれ以外の連邦政府の目的に沿った教育の質に関する信頼ある権限を付与することはない。連邦教育省長官は、告知・聴聞の機会を設けた後、同決定に係る基準を確定する。この基準には、学生の学力達成度 (student achievement) に関わる適切な評価尺度に係る事項が含まれる。この基準では、次の事項の履行をアクレディテーション機関に要求する。

(1) アクレディテーション機関は、州、地域 (region)、国家横断的な機関であって、その州内、地域内もしくは国内で活動できる能力と実績を有することを証明しなければならない。

(2) アクレディテーション機関は、次のうち、いずれかのようなものとして存在しなければならない。

(A)

(i) アクレディテーション機関は、本章に依拠する連邦教育省事業プログラムに参加することを目的とするほか、高等教育機関をメンバーとする自立的な会員制を敷き、高等教育機関のアクレディテーションを主目的としていること。

(ii) 連邦教育省及び他の連邦政府機関の上記以外の事業プログラムに参加することを目的とするほか、自立的な会員制を敷き、高等教育機関のアクレディテーションを主目的としていること。

(B) アクレディテーション機関が、(A)に規定する目的をもつものとして、

連邦政府によって承認された州政府機関であること。もしくは

(C) アクレディテーション機関が、本(C)規定の下、学生支援に必要な適格性の判断に当り、(i) 職業団体に加入する個人をメンバーとする自立的な会員制組織であること、(ii) 連邦教育省長官が認証した他のアクレディテーション機関によってアクレディットされた高等教育機関内部に置かれた教育プログラムのアクレディテーションを主目的としていること、の要件を充たしていること。

(3) 前記アクレディテーションの実施を志願する機関は、以下の要件を充たさなければならない。

(A) 前記(2)(A)(i)のアクレディテーション機関は、職業団体やメンバー加入を受けている組織から運営上、財政上、「分離独立 (separate and independent)」していること。

(B) 前記(2)(B)のアクレディテーション機関は、連邦教育省長官から、1991年10月もしくはそれ以前に認証されていること。

(C) 前記(2)(C)のアクレディテーション機関は、1991年10月もしくはそれ以前に認証されていること。また、既存の関係が、アクレディテーション・プロセスの独立性を侵害するものではない旨を証明することを条件に、連邦教育省長官は、職業団体やメンバー加入を受けている組織から運営上、財政上、分離独立していることを要するとする要件を放棄する。

(4)

(A) アクレディテーション機関は、各高等教育機関が標榜するミッションを尊重し、高等教育機関が提供する教育プログラムやコース(遠隔教育や通信教育を通じた教育プログラムやコースを含む)が、アクレディテーションの有効期間中、それらプログラムやコースの目標を達成する上で十分な質を確保し得るような基準を系統的に適用・執行しなければならない。

(B) アクレディテーション機関が、連邦教育省長官の「認証の内容・範囲 (scope of recognition)」に、遠隔教育や通信教育を提供する高等教育機関や教育プログラムの質の評価を含めるよう求めた場合、そのアクレデ

高等教育ア krediteーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制
イテーション機関は、本 subject の定める他の要件に適合することに加え、
連邦教育省長官に対し、次の事項について証明しなければならない。

(i) ア krediteーション機関の基準は、次の(5)に定める領域において、
高等教育機関が提供する遠隔教育や通信教育の質を効果的に評価できるも
のでなければならない。但し、以下の場合を除く。

(I) ア krediteーション機関に対し、本 sub-paragraph の定める要件
充足に当り、高等教育機関や教育プログラムの提供する遠隔教育や通信教
育の評価を対象とした別個の基準・手続・方針を確立するよう求められて
いない場合。

(II) ア krediteーション機関が既に連邦教育省長官の認証を受けてお
り、「ア krediteーションの内容・範囲 (scope of accreditation)」の文
書による変更届を連邦教育省長官に提出している場合、遠隔教育や通信教
育を含むア krediteーションの内容・範囲の拡大について、連邦教育省
長官に対し、あらためてその承認を得る必要はない。

(ii) ア krediteーション機関は、遠隔教育や通信教育を提供する高等
教育機関に対し、遠隔教育や通信教育の方式で開設されるコースや教育プ
ログラムに登録する学生が当該プログラムを修了し単位を修得するための
手続を確立しておくよう求めなければならない。

(5) ア krediteーション基準により、次の事項が評価されなければな
らない。

(A) 高等教育機関のミッションとの関連の中での学生の学力達成度 (stu-
dent achievement)。そこには、各高等教育機関や各教育プログラムの別
に、異なる基準が含まれているかもしれないし、適宜、各州が実施する
資格試験結果、コース修了割合、就職率が考慮に入れているかもしれ
ない。

(B) カリキュラム。

(C) 教員組織。

(D) 施設・設備及び備品。

(E) そこで行われる諸活動に応じた財政力、管理能力。

(F) 学生支援サービス。

(G) 学生の募集・入学者の状況、学年歴、便覧、パンフレット、成績評価及び履修相談。

(H) 教育プログラムの修了に要する期間、提供される学位、修了証授与に係る教育目標。

(I) アクレディテーション機関が把握する学生からの苦情記録。

(J) 連邦教育省長官が提供する最新の学生奨学金返済滞納率に係る高等教育法タイトルIVに依拠した学生奨学金プログラム上の責務の遵守状況を示す記録(財務監査もしくは法令遵守に関わる監査結果、学生奨学金プログラム評価の結果、連邦教育省がアクレディテーション機関に提供したその他の情報、など)。

(A), (H), (J)は、本 § 1099b (a)の(2) A (ii)に定めるアクレディテーション機関には適用されない。

(6) アクレディテーション機関は、評価や評価終結の手續など、アクレディテーション・プロセス全体を対象とした検証手順を確立し運用するものとする。それは、次に定めるデュー・プロセス (due process) の要請に合致していなければならない。

(A) 以下に係る事項が適切に明示されていること。

(i) 高等教育機関や教育プログラムをアクディットするための明確な基準を含むアクレディテーションの要件。

(ii) 高等教育機関や教育プログラムを対象とした審査の結果、基準不充足とした理由。

(B) 審査の結果、基準不充足とした場合における、以下の時間枠内での高等教育機関や教育プログラムへの文書による十全な反論の機会の保障。

(i) アクレディテーション機関による決定の時期。

(ii) 評価や評価終結の手續に係る最終決定の前。

(C) この § 1099b の下、高等教育機関や教育プログラムの要請に基づき、当該機関やプログラムに対して執られるアクレディテーションの拒否 (denial)・手續撤回 (withdrawal) やその地位の停止 (suspension)・取消し

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(termination) を含む「不利な措置 (adverse action)」に先立ち、これについて異議申立審査会 (appeals panel) の聴聞で異議を唱える機会の保障。この異議申立審査会には、次の者を含めてはならない。

(i) 不利な決定を行う意思決定組織の現在メンバー。

(ii) 利益相反に係る方針に抵触する者。

(D) 「不利な措置」に対する異議申立期間中、高等教育機関や教育プログラムの側に立って、相談・弁護を行う者の選任権

(E) アクレディテーション機関が策定した手続規程に従って、高等教育機関や教育プログラムが、財務に関する基準不充足のみが認められるとの理由で最終的に不利な措置を被る前に、不利な措置がなされる以前には知ることがなく、かつアクレディテーション機関が指摘した財務に係る基準不充足の結論に大きな影響を及ぼした重要な財務情報の再検証を今一度行うことができるプロセスの確保。

(F) アクレディテーション機関が、(E)に依拠して高等教育機関や教育プログラムによって提出された新たな財務情報について、本 sub-paragraph に定める不利な措置を行う前にその検討を行い、本 sub-paragraph が重要と位置づける基準に適合していると判断するケースの承認。

(G) (E)に依拠して、新たな財務情報に関してアクレディテーション機関が行った判断に対し、別途、高等教育機関や教育プログラムが異議申立を行わないことの承認。

(7) アクレディテーション機関は、連邦教育省長官及び州政府の資格承認機関もしくは設置認可機関に対し、当該高等教育機関のアクレディテーションの地位を承認もしくはこれを拒否・手続撤回し、あるいはアクレディテーションの停止 (suspension) ・取消しや認定保留 (probation) の地位に留め置く等の措置をした場合、当該高等教育機関に対して執ったその他の不利な措置と併せ、その旨を30日以内に通知しなければならない。

(8) アクレディテーション機関は、要請があれば社会一般に対し、及び連邦教育省長官及び州政府の資格承認機関もしくは設置認可機関に対し、アクレディテーションの拒否・取消し・停止を含むアクレディテーション

に係る最終決定の基礎となった審査結果の要旨を、その対象である当該高等教育機関の意見書と併せて公表しなければならない。

(b) “SEPARATE AND INDEPENDENT（分離独立）” の定義

(a)(3)に定める“separate and independent（分離独立）”の用語の意は、次の通りである。

(1) アクレディテーション機関を運営する高等教育機関のメンバーは、そのアクレディテーション機関と関連する職業団体及びその他の会員制組織の理事会や最高執行事務官（chief executive officer）により選任されてはならない。

(2) アクレディテーション機関の理事会メンバー中に、理事数6名毎に最低1名の公益代表（関連する職業団体やその他の会員制組織のメンバーは対象外）を含めなければならない。また、そこでは、利益相反を避けるためのガイドラインが用意されていなければならない。

(3) アクレディテーション機関に拠出する経費は、関連する職業団体やその他の会員制組織に対して支払われる経費と分離されていなければならない。

(4) アクレディテーション機関の予算は、他の団体や組織体の監督・指示を受けることなく、独立して起案・決定されなければならない。

(c) 活動手続上の必須要件

いかなるアクレディテーション機関も、次に示す活動手続上の要件を充足しない限り、本法タイトルIVの下で承認される連邦教育省事業プログラムへの参加を希望する高等教育機関によって提供される教育の質を保証する信頼ある権能を行使する機関として連邦教育省長官が認証することはない。

(1) 教育の質と教育プログラムの有効性（effectiveness）に焦点をあて、高等教育機関を対象に、監理・評価のための実地視察を定期的実施すること。その実施に当たっては、実地視察団メンバーがその責務（そこには、遠隔教育の評価も含まれる）を果たす上で必要な研修を十全に受けるなどの措置が講じられていること。

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(2) 在籍学生数の大幅な増加を伴う高等教育機関や教育プログラムの肥大化状況を監視すること。

(3) 以下の事象が発生している場合、このことを受け、高等教育機関に対し、「閉学計画 (teach-out plan)」に係る申請を行うよう求めていること。

(A) 連邦教育省が本20 U. S. Code § 1094(f)に依拠し、ア krediyeteyshon 機関に、当該高等教育機関に所要の措置を講じた旨を通知している場合(「1094(f)」とは“1094 (f) Institutional Requirement for Teach-Out”を指し、“20 U. S. Code § 1994-Program participation agreement”中に規定、括弧内、訳者注)。

(B) 当該ア krediyeteyshon 機関が、その高等教育機関に対し、ア krediyeteyshon の拒否・手続撤回や停止・取消しの措置を講じた場合。

(C) 当該高等教育機関がア krediyeteyshon 機関に対し、その活動を終了する意向を伝達している場合。

(4) ブランチキャンパスの開設を予定する高等教育機関に対し、その活動計画(財政収支の計画を含む)の提出を求めること。

(5) 新たなブランチキャンパスの開設、当該高等教育機関のオーナー変更が予定されている場合、その実施日の6ヶ月前以内のできるだけ早い時期に、新たなブランチキャンパスやオーナー変更後の高等教育機関の実地視察に同意すること。

(6) 高等教育機関の間で交わされた「閉学同意締結書 (teach-out agreement)」について、ア krediyeteyshon 機関の評価基準との整合性を確保すべく、当該ア krediyeteyshon 機関の承認を得よう求めていること。

(7) 次に示す諸点を含むア krediyeteyshon 機関の諸決定を、社会一般の人々及び州政府の資格認定機関や大学等の認可機関が入手可能となるよう措置するとともに、これらを連邦教育省長官に提出すること。

(A) ア krediyeteyshon の地位の承認もしくはその地位の更新に係る各高等教育機関の状況。

(B) アクレディテーションの拒否，手続撤回やその地位の停止・取消しの措置状況とその措置の根拠・理由及びこれに対する当該高等教育機関の公式意見の提示。

(C) 高等教育機関に対する上記以外の「不利な措置」もしくは認定保留とした措置の開示。

(8) 審査対象となっている高等教育機関に，アクレディテーションの地位の付与もしくはその地位の更新が考慮されている場合，その旨を公にすること。

(9) アクレディテーション機関によるアクレディテーションもしくはその地位の更新の審査中に，単位互換（transfer of credit）の方針に係る次の事項が確認されていること。

(A) 単位互換方針が公表されていること。

(B) 単位互換方針中に，別の高等教育機関で取得した単位の互換についての基準が文書で示されていること。

(d) 認証の有効期間

いかなるアクレディテーション機関も，連邦教育省長官から得た認証の有効期間が5年を超えることはない。

(e) 初回の調停とアクレディテーションの効力

高等教育機関が，アクレディテーションの拒絶，手続撤回やその地位の取消しを含むアクレディテーション機関との争いを，裁判訴訟の前段階である初回の調停（initial arbitration）に委ねることに同意していない限り，連邦教育省長官は，当該高等教育機関のアクレディテーションの効力を承認することはない。

(f) 司法管轄権

他の法律の規定の有無にかかわらず，連邦教育省長官の認証に係るアクレディテーション機関に審査を申請しもしくはアクレジットされた高等教育機関によって，本法タイトルIVの目的に関わるものとしてアクレディテーションの拒絶，手続撤回やその地位の取消しなどの措置を含む事項について提訴された民事訴訟は，所管の連邦地方裁判所に係属する。

(g) 基準の内容に対する規制

本法28章（Higher Education Resources and Student Assistance—括弧内、訳者）に特段の定めのない限り、アクレディテーション基準の策定において、この § 1099b が要求しない事項を規定するに当り連邦教育省長官の許可を要すると解釈してはならない。また、本法28章に特段の定めのない限り、この § 1099b の規定にはない追加事項を規定することが禁止もしくは制限されると解釈してはならない。さらに、本 § 1099b に特段の定めのない限り、アクレディテーション基準の策定において、高等教育機関における学生の学習達成度（student achievement）の評価に適用する達成水準を明確にすることを内容とする基準を定めるに当り連邦教育省長官の許可を要すると解釈してはならない。

(h) アクレディテーション機関の変更の扱い

高等教育機関がアクレディテーション機関の変更途上にある場合、当該高等教育機関が、アクレディテーション機関の変更を必要とする理由を記した書面を含む過去のアクレディテーションに係る全ての書類を連邦教育省長官に提出しない限り、連邦教育省長官は、当該高等教育機関に対し他のアクレディテーション機関が行ったアクレディテーションの効力を承認することはない。

(i) 複数のアクレディテーションを受けた場合の法的扱い

高等教育機関が、複数のアクレディテーション機関により機関別アクレディテーションの認定を受けた場合、当該高等教育機関が、これら各アクレディテーション機関と連邦教育省長官に対し複数のアクレディテーションを受審する合理的理由を示さない限り、また、連邦教育省長官に対し複数のアクレディテーションを受審する合理的理由の存在を挙証しない限り、連邦教育省長官は、当該高等教育機関のアクレディテーションの効力を承認することはない。高等教育機関が、複数のアクレディテーション機関により機関別アクレディテーションの認定を受けた場合、当該高等教育機関は、そのアクレディテーションが本法28章の監視下にある連邦教育省事業プログラムに参加する適格性を判定する際に活用されるものであるこ

とを明確にしなければならない。

(j) アクレディテーションの地位の不存在に伴う効果

高等教育機関は、次の事項に該当した場合、本 titleIV § 1002 (「学生支援事業プログラムに参加できる『高等教育機関』の定義」規定、括弧内、訳者注) 及び本パート H・サブパート3 (Subpart3: Eligibility and Certification Procedures (適格性の要件及び認定手続) 括弧内、訳者注) の下での高等教育機関として認定されず、本法28章の監理下にある各種連邦政府事業プログラムに参加することもできない。

(1) 現時点において、連邦教育省長官の認証を得たアクレディテーション機関によってアクレディットされていない場合。

(2) 現時点では、アクレディテーションの地位が否定された状態にないとしても、同様のアクレディテーション機関により、これまで24ヶ月以内に、正当な理由の下でアクレディテーションの手続撤回・無効 (revocation) もしくはその地位の取消しの決定がなされたことがある場合。

(3) 現時点では、アクレディテーションの地位が否定された状態にないとしても、これまで24ヶ月以内に、証拠開示請求 (show cause) やその地位の停止処分 (suspension) を受け、自発的にアクレディテーションを辞退していたことがある場合。

(k) 「高等教育機関」の地位に関する法的扱い

(j) に該当するにもかかわらず、連邦教育省長官は、アクレディテーションの手続撤回・無効もしくはその地位の取消しの理由が次の事項に該当すると判断した場合、これまでにその手続撤回・無効もしくはその地位の取消しの決定がなされ、また自発的にアクレディテーションを辞退していた高等教育機関に対し、アクレディテーションの地位を回復するまでの間、本 titleIV § 1002 及び本パート H・サブパート3 の監理下で、高等教育機関としての地位を容認する。

(1) その理由が、当該高等教育機関の宗教上のミッションや他との提携関係 (affiliation) に関係している場合。

(2) その理由が、本セクションに規定されたアクレディテーションに係

る基準と関係がない場合。

(l) 連邦教育省長官による「認証」の制限・停止もしくはその取消し

(1) 連邦教育省長官が、当該ア krediyeteyshon 機関がこの § 1099b の定める基準を効果的に適用できないと判断した場合、もしくはこの § 1099b の定める要件を充たしていないと判断した場合、次の措置が執られる。

(A) 告知・聴聞の機会を付与した後、ア krediyeteyshon 機関に対する認証の地位を制限・停止し、もしくはこれを取消す。

(B) 次に定める場合を除き、ア krediyeteyshon 機関に対し、連邦教育省長官の指定する期間内に、上記要件充足のために適切な措置を講ずるよう要請する。

(i) 連邦教育省長官が合理的理由に基づいて期間延長した場合、その期限は12ヶ月を超えることができる。

(ii) ア krediyeteyshon 機関が、指定期間内に要件を充たすことができない場合、連邦教育省長官は、告知・聴聞の機会を付与した後、当該ア krediyeteyshon 機関に対する認証の地位を制限・停止し、もしくはこれを取消す。

(2) ある高等教育機関が、本 § 1099b 中(a)の(2) (A) (i), (2) (B), (2) (C)に定めるア krediyeteyshon 機関により、ア krediyeteyshon の停止・取消しもしくはその地位の取消しに繋がりがねない暫定的立場に置かれている、その高等教育機関に対しア krediyeteyshon の喪失を既に告知している、ア krediyeteyshon の停止・無効・地位の取消しなどその地位の喪失の危機に瀕しておりデュー・プロセスの進行のさなかにある、という状況下にあるにもかかわらず、その高等教育機関の新たなア krediyeteyshon 申請を受理しその最終承認を行うなどしている場合、連邦教育省長官は、当該ア krediyeteyshon 機関が本 § 1099b の規定する規定を効果的に適用できなかったと判断することができる。

(m) 連邦教育省長官の権限の制限

連邦教育省長官がア krediyeteyshon 機関を対象に認証を行うのは、

本第28章が管轄する連邦教育省事業プログラムへ参加できる適格性のある高等教育機関を対象にアクレディテーションを行う機関、もしくは連邦教育省や他の連邦政府機関が所管する別の諸事業プログラムへ参加できる適格性のある高等教育機関を対象にアクレディテーションを行う機関、の場合に限定される。

(n) **独立・公正な評価**

(1) 連邦教育省長官は、この § 1099b の定める基準の充足状況を判定するため、既存の全てのアクレディテーション機関並びにこれからアクレディテーション機関としての認証を得ようとする新規の機関を対象に、そのパフォーマンス全体を包括的に審査・評価する。連邦教育省長官は、上記アクレディテーション機関によって提示された情報を、独立・公正に評価する。そこには、次の事項が含まれる。

(A) 対象となっているアクレディテーション機関等のパフォーマンスに関わる第三者情報の提示要請。

(B) アクレディテーション機関、(及び必要と判断される場合) アクレディテーション機関の会員の代表に対する訪問調査(事前告知なしの訪問調査を含む)。

(2) 連邦教育省長官は、本 titleIV が管轄する連邦教育省事業プログラムへ広く参加する高等教育機関をアクレジットしているアクレディテーション機関等、並びに多くの苦情が寄せられたり裁判所で係争中のアクレディテーション機関等を優先し所要の審査を行うものとする。

(3) 連邦教育省長官は、該当のアクレディテーション機関等について、本 § 1099b の定める基準の適合状況に関わる利用可能な全ての情報(そこには、当該アクレディテーション機関等を相手とした苦情や訴訟に関わるものも含まれる)を検証する。本 § 1099b の定める要件につき、該当のアクレディテーション機関等に違背が認められる場合、その認証の可否に当って、そうした違背の存在を考慮に入れる。連邦教育省長官は、いかなる状況下にあっても、本 § 1099b の定めるもの以外の基準に基づいて、該当のアクレディテーション機関等に対し、認証の可否に関する決定を下すこ

高等教育ア krediteーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

とはない。連邦教育省長官がア krediteーション機関として認定する旨の決定を下した場合、そこで併せて、「認証の内容・範囲 (scope of recognition)」についての決定も行う。該当のア krediteーション機関等が遠隔教育方式のコースや教育プログラムを提供する高等教育機関のア krediteーション審査を行っており、それらも本 § 1099b の定める要件を充足していると連邦教育省長官が判断した場合、そのア krediteーション機関等は、遠隔教育方式のコースや教育プログラムを提供する高等教育機関のア krediteーション機関として認証されるとともに、その認証の範囲には遠隔教育のア krediteーションの承認までもが含まれる。

(4) 連邦教育省長官は、認証手続を経て導かれる最終決定の根拠となる十分な証拠資料を整えるものとする。連邦教育省長官が、該当のア krediteーション機関等を認証しない場合、これを拒否した理由を、本 § 1099b の定める不充足となった個別規定と併せこれを社会に対して公表する。

(o) 本法に関連する規則

連邦教育省長官は、ア krediteーション機関としての認証の可否並びに同長官決定に対する異議申立に関わる手続について、別に規則を以てこれを制定する。法律に別異の定めがある場合、連邦教育省長官は、本 § 1099b (a) の(5)に定めるア krediteーション機関の基準に係る規則 (regulation) を別に制定することはない。

(p) 「解釈 (construction)」の準則

本 § 1099b (a) の(5)に定める基準について、次に示す行為を制限するような解釈をしてはならない。

(1) ア krediteーション機関が、高等教育機関や教育プログラムを審査するためのア krediteーション基準を、同機関の会員メンバーの参加を得て設定し、これを適用する行為。

(2) 高等教育機関が学生の学力到達度 (student achievement) (ア krediteーションの審査の折に検討に付される「到達度 (achievement)」の意) に関する高等教育機関固有の基準を策定しこれを運用する行為。

(9) アクレディテーションの内容・範囲に係る変更の審理

アクレディテーションを受け、かつ遠隔教育や通信教育を提供する高等教育機関の登録学生数が、1年の間に50%以上増加した場合、連邦教育省長官は、本 § 1099b(a) の (4)(B)(i)(II) の規定に基づき、アクレディテーション機関が企図するアクレディテーションの内容・範囲の変更可能性につき、「全米高等教育質保証・誠実性検討諮問委員会 (National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity)」の直近の会議に諮り検討を要請するものとする。

[参照 URL]

◇ USCODE-2019-title20-chap28-subchapIV-partH-subpart2-sec1099b.pdf (govinfo.gov) (2021.5.30閲覧)

◇ 20 U.S. Code § 1099b - Recognition of accrediting agency or association | U.S. Code | US Law | LII / Legal Information Institute (cornell.edu) (2021.5.30閲覧)

* * *

CFR: Title 34. Education

Subtitle B – Regulations of the Office of the Department of Education

Chapter VI – Office of Postsecondary Education, Department of Education

34 CFR Part 602 – The Secretary’s Recognition of Accrediting Agencies

Subpart A – General (§§ 602.1–602.4)

Subpart B – The Criteria for Recognition (§§ 602.10–602.29)

(2021年7月22日 早田幸政訳)

CFR: Title 34. 教育

Subtitle B—教育省規則

Chapter VI—教育省高等教育部 (Part 600～694)

34 CFR Part 602—アクレディテーション機関を対象とした連邦教育省長官による認証

Subpart A—一般規定 (§§ 602.1-602.4)

Subpart B—認証基準 (§§ 602.10-602.29)

Subpart A—一般規定 (§§ 602.1~602.4)

§ 602.1 連邦教育省長官の認証を必要とする理由

(a) 1965年制定高等教育法 (Higher Education Act, HEA) 及び連邦教育政府の掲げる諸目的の遂行に当り、ア krediyeshon 機関がア krediyeshon する高等教育機関や教育プログラムの提供する教育の質保証において、それが信頼できる責任機関であることが必要であり、そのために、連邦教育省長官はこれら責任機関の認証を行う。

(b) 該当する機関が、本 Part 602の Subpart B (The Criteria for Recognition (§§ 602.10~602.29) に規定する認証基準 (the criteria for recognition) に適合していれば、全米レベルで認証されたア krediyeshon 機関 (nationally recognized accrediting agency) (以下、全米認証ア krediyeshon 機関と略記、括弧内、訳者注) の一覧を通してその旨が公にされる。

§ 602.2 連邦教育省長官の認証を受けたア krediyeshon 機関であることを知る手段

(a) 連邦教育省長官は、定期的に、「米連邦政府官報 (FEDERAL REGISTER)」に、認証を受けたア krediyeshon 機関の機関名称とその「認証の内容・範囲 (scope of recognition)」を掲載する。また、連邦教育省から、随時その写しを入手することができる。それは、連邦教育省のウェブサイトにも掲示される。

(b) 連邦教育省長官が、以前認証したア krediyeshon 機関の継続認証を拒絶した場合、もしくは認証の有効期限を待たずに、認証の効力を制限しもしくは停止・取消した場合、「米連邦政府官報」を通じてその旨を告知する。また連邦政府長官は、求めに応じ、そうした処分を課した理

由を社会に公にする。

§ 602.3 本 Part で用いられる用語の定義

2020年9月2日の85 FR 54812 (“Distance Education and Innovation”, A Rule by the Education Department on 09/02/2020) とリンク

(a) 次に示す用語の定義は、1965年制定高等教育法の下位規定である「34 CFR part600: 高等教育機関として必要な適格性 (Institutional Eligibility)」に関する諸規則の中で言及されている。

- (1) アクレディットされていること (Accredited)
- (2) 追加的な活動拠点 (Additional location)

(「追加的な活動拠点」とは、当該高等教育機関の主キャンパスから地理的に離れた場所にあるもので、1つの教育プログラムの50%以上がそこで提供されるとともに、ブランチキャンパスとしての位置づけがなされているもの、を指す (§ 600.2 「用語の定義」より)、括弧内、訳者注)

- (3) ブランチキャンパス (Branch campus)

(「ブランチキャンパス」とは、当該高等教育機関の主キャンパスから地理的に離れた場所にある「追加的な活動拠点 (Additional location)」で、かつ、主キャンパスから独立したものとして置かれているもの、を指す。ここに言う「独立」性の要件として、期間に限りがあるものではなく、恒常設置されていること、学位その他の卒業・修了証明書を独自に授与していること、自前の教員組織、管理体制、財政基盤を有していること、等が挙げられている (§ 600.2 「用語の定義」より)、括弧内、訳者注)

- (4) 通信教育コース (Correspondence course)
- (5) 直接評価プログラム (Direct assessment program)

(「直接評価プログラム」とは、学生の学修を評価する尺度として、単位時間や実学修時間の代わりに、その学修を直接的にアセスメント、もしくは他者による学修評価の結果を受容する、という方式を採る教育プログラム、を指す。但し、この種の学修評価は、アセスメントの結果の活用法に係る機関別アクレディテーションやプログラム別アクレディテーションの

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制要件と整合したものでなければならない (§ 668.10 direct assessment programs (a) (1) より), 括弧内, 訳者注

- (6) 高等教育機関 (Institution of higher education)
- (7) 全米認証ア krediyeteyshon 機関 (Nationally recognized accrediting agency)
- (8) プレア krediyeteyshon (Preaccreditation)
- (9) 宗教上のミッshon (Religious mission)
- (10) 連邦教育省長官 (Secretary)
- (11) 州 (State)
- (12) 閉学 (Teach-out)
- (13) 閉学同意締結書 (Teach out agreement)
- (14) 閉学計画 (Teach out plan)
- (b) 次の用語の定義は, この Part602で説明する。

「ア krediyeteyshon (Accreditation)」とは, ア krediyeteyshon 機関が定めた基準 (standards) や基本的要件 (requirements) を充足した教育機関や教育プログラムに付与する公的認証 (public recognition) に係る地位のことを意味する。

「ア krediyeteyshon 機関 (Accrediting agency)」とは, 自立的で連邦政府の関与を受けない「同僚評価 (peer review)」を通じてア krediyeteyshon 活動を行い, 高等教育機関もしくは教育プログラムあるいはその双方のア krediyeteyshon やプレア krediyeteyshon に関わる決定を行う法人格組織もしくはその一部のことを意味する。

「法律 (Act)」とは, 1965年制定「高等教育法」を意味する。

「不利な措置 (Adverse accrediting action or adverse action)」とは, ア krediyeteyshon やプレア krediyeteyshon の拒否, 手続撤回, 地位の停止・無効・取消しもしくは高等教育機関や教育プログラムに対して行われる, これと同等の措置・決定を意味する。

「諮問委員会 (Advisory Committee)」とは, 「全米高等教育質保証・誠実性検討諮問委員会 (National Advisory Committee on Institutional Quality

and Integrity)」のことを意味する。

「コンプライアンス確認報告書 (Compliance report)」とは、法令違反状態にあったア krediteーション機関に対し、当該ア krediteーション機関が、連邦教育省上級官もしくは連邦教育省長官から送付された決定通知中で指摘された法令違反の箇所を是正したことを証明するための書面による報告書のことを意味する。当報告書は、連邦教育省の職員と「諮問委員会」の検討に付され、連邦教育省の上級官によって承認される。異議申立がなされると、最終決定は、連邦教育省長官に委ねられる。

「任命を受けた連邦政府高官 (Designated Federal Official)」とは、「連邦政府諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act), 5U.S.C.Appendix.1」の § 10 Advisory committee procedures; meetings; notice, publication in Federal Register; regulations; minutes; certification; annual report; Federal officer or employee, attendance (「諮問委員会の議事手続」に関する規定, 括弧内, 訳者注) の(F) (「諮問委員会」の開催要件に関する規定, 括弧内, 訳者注) の下で任命された連邦政府高官のことを意味する。

「遠隔教育 (Distance Education)」とは、同時的、非同時的のいずれの形態であれ、「教える者 (instructor)」から離れた距離にいる学生に教育を提供し、学生と「教える者」との間の定期的かつ実質的な相互の意思疎通を支えるために、本定義規定(1)~(4)に列記する 1 もしくは複数の技術的手段を活用して行う教育のことを意味する。そうした技術的手段には、次のものが含まれる。

(1) インターネット。

(2) 「公開の放送 (open broadcast)」, 「対象者を限定した回線 (closed circuit)」, ケーブル, マイクロウェーブ, 広域回線 (broadband lines), ファイバー・オプティックス, サテライト, 無線通信装置 (wireless communications devices)」, の方式のうち, 1 もしくは複数の方法での教育の提供。

(3) 音声会議 (Audio conferencing)。

(4) ビデオ・カセット, DVD, CD-ROM。但し, これらの3方式を用い

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

ようとする場合、上記(1)~(3)の方式を併用して活用すること。

「アクレディテーションの最終決定 (*Final accrediting action*)」とは、高等教育機関や教育プログラムに対して与えるアクレディテーションやブレアクレディテーションの地位に関するアクレディテーション機関の行う最終判断のことを意味する。「アクレディテーションの最終決定」は、アクレディテーション機関の確立するデュー・プロセスの方針・手続に従って高等教育機関や教育プログラムに認められた異議申立プロセス (*appeals process*) における結論を踏まえた上で、アクレディテーション機関が行う措置である。

「機関別アクレディテーション機関 (*Institutional accrediting agency*)」とは、高等教育機関をアクレディットの対象とするアクレディテーション機関のことを意味する。

「追跡調査報告書 (*Monitoring report*)」とは、アクレディテーション機関が指摘を受けた事項について十全な法令遵守がなされた時点において、同機関より連邦教育省職員に提出が義務づけられている報告書のことを意味する。同報告書には、次の事項を証明する書面が添付されていなければならない。

(i) アクレディテーション機関が、現行の諸方針もしくは修正済みの諸方針を履行していること。

(ii) 実務面で法令を誠実に遵守しているだけでなく、諸方針も適正な実務に併せ、適切に更新されていること。

「教育プログラム (*Program*)」とは、高等教育機関が開設するもので、学位（専門職学位を含む）、修了証明もしくはその他の公的な履修証明を最終的に授与する中等後教育プログラム (*postsecondary educational programs*) のことを意味する。

「教育プログラム別アクレディテーション (*Programmatic accrediting agency*)」とは、個別的教育プログラムをアクレディットするアクレディテーション機関のことを意味する。これら教育プログラムには、学術研究分野に係るものに限らず、専門職種、職業・技術職に従事しようとする学

生のために用意されたものも含まれる。

「認証 (*Recognition*)」は、(特段の異議申立がない場合) § 602.36の規定に従って、連邦教育省上級官によってなされる。§ 602.37 (「連邦教育省上級官の決定に対する異議申立手続」に関する規定、括弧内、訳者注)の規定の下で異議申立がなされた場合、連邦教育省長官がこれを行う。この「認証」は、ア krediteーション機関が本 Subpart B に規定する「認証基準 (*criteria for recognition*)」に適合しており、当該機関がこれら基準を効果的に適用できる旨をその決定の内容としている。ア krediteーション機関への「認証」の付与は、高等教育機関や教育プログラムによって提供される教育の質の保証を行うことのできる信頼ある機関に対してなされるもので、その有効期間中、その地位は存続する。但し、Subpart B の下で、当該ア krediteーション機関が本 Subpart B に定める基準の不充足状態に陥っているとの判断がなされた場合、これら基準の適用状況に問題があるとの判断がなされた場合、にはこの限りではない。

「公益代表 (*Representative of the public*)」の中に、次に該当する者を含めてはならない。

(1) ア krediteーション機関によってア krediteイトやプレア krediteイトされ、もしくはそれを申請中の高等教育機関並びに教育プログラムの被雇用者、理事会メンバー、法人所有者や出資者、コンサルタント。

(2) ア krediteーション機関と関係の深い専門職団体のメンバーやその他関係する組織のメンバー。

(3) 上記(1)(2)の該当者の配偶者、両親、兄弟姉妹。

「認証の内容・範囲 (*Scope of recognition or scope*)」とは、連邦教育省長官によって認証されたア krediteーション機関の活動の内容・範囲を意味している。連邦教育省長官は、高等教育法タイトルⅥの目的に応じ、ア krediteーション機関に付与する認証の内容・範囲に制限を加えることができる。連邦教育省長官による「認証の内容・範囲」は次の通りである。

(i) ア krediteーションの対象となる学位、修了証明のタイプ。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(ii) アクレディテーションの対象となる高等教育機関，教育プログラムのタイプ。

(iii) プレアクレディテーションの地位の種類（複数の種類を設定している場合のみ）。

(iv) 遠隔教育や通信教育コースを対象としたアクレディテーション活動の範囲。

「連邦教育省上級官 (*Senior Department official*)」とは，連邦教育省長官の任命に係る連邦教育省の上級行政官の意で，アクレディテーション機関の認証の決定を独立して行う上で必要とされる豊富な経験と十分な知識を有していると連邦教育省長官が判断した者の中から選ばれる。

「十全な法令適合性 (*Substantial compliance*)」とは，アクレディテーション機関が連邦教育省に対し，自らが必要な方針，実務要領及びアクレディテーション基準を整備するとともに，これらを忠実に運用している旨を，もしくは必要な方針，実務要領及びアクレディテーション基準を整備はしつつ，実態に合わせこれらに若干の修正を施す必要性にしっかりと対応していることを，証拠に基づいて示し得ていることを意味している。

§ 602.4 分離条項 (Severability)

ヒト，法律もしくは法律上の実務において本「34 CFR Subpart A—一般規定」のいずれかの規定及びその適用が，効力を有しない場合であっても，その故を以て，本「34 CFR Subpart A—一般規定」における当該規定以外の規定及びその適用に影響が及ぶものではない。

34 CFR Subpart B—認証基準 (§§ 602.10~602.29)

§ 602.10 連邦政府事業プログラムとのリンク

アクレディテーション機関は，次の事項について証明しなければならない。

(a) アクレディテーション機関が高等教育機関をアクレディットした場

合、これら高等教育機関の最低1校について、アクレディテーションの地位にあることを高等教育法に基づく連邦教育省事業プログラムへの参加適格性の付与のための必須要件としていること。34 CFR 600.11(b)（「複数の機関からアクレディテーション (Multiple accreditation)」の地位を得ている高等教育機関）に関する規定、括弧内、訳者注）の規定の下、アクレディテーション機関が高等教育法に基づく連邦教育省事業プログラムに参加する1もしくは複数の高等教育機関をアクレディットするとともに、高等教育法に基づく当該事業プログラムとリンクしている旨を明示しようとする場合、当該アクレディテーション機関は、その高等教育機関が上記事業プログラムとのリンク先として別のアクレディテーション機関を表示している場合であっても、本 Subpart B の定める要件を充足していること。

(b) アクレディテーション機関が、高等教育機関もしくは高等教育プログラムまたはその双方をアクレディットしている場合、そのアクレディテーションをこれらの最低一について、高等教育法とは別の連邦政府の事業プログラムへの参加適格性の付与のための必須要件としていること。

§ 602.11 アクレディテーション活動の地理的範囲

アクレディテーション機関は、次に定める地理的範囲の中で活動を行っている旨を証明するものとする。

(a) アクレディテーション機関が、州政府組織の一部を構成している場合、当該州内。

(b) アクレディテーション機関が、高等教育機関の主キャンパス、「ブランチキャンパス」もしくは「追加的な活動拠点」でアクレディテーション活動を行っている場合、当該アクレディテーション機関が選択した地域 (region) もしくは複数の互る州の地理的範囲。「ブランチキャンパス」もしくは「追加的な活動拠点」が置かれている州を地理的範囲に入れて活動を行っているアクレディテーション機関は、その州のメインキャンパスも同時にアクレディットしなければならない。ブランチキャンパスもしくは「追加的な活動拠点」のみが置かれている州を地理的範囲に入れて活動を

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

行っているアクレディテーション機関は、他州の高等教育機関のアクレディテーションの申請を受理することまで求められていない。

(c) アメリカ合衆国内

§ 602.12 アクレディテーションの活動実績

(a) 初回の認証を得ようとするアクレディテーション機関は、次の事項を証明しなければならない。

(1) 認証の申請を行う以前に、以下の方式でアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの認定をしたことがあること。

(i) 「機関別アクレディテーション機関」の認証申請を行おうとする場合、1以上の高等教育機関の上記認定行為を行ったことがあること。また、「教育プログラム別アクレディテーション機関」の認証申請を行おうとする場合、1以上の教育プログラムの上記認定行為を行ったことがあること。

(ii) 過去に行った活動が、認証申請の内容をなしている高等教育機関、教育プログラムに加え、学位や修了証明もカバーし得ていること。

(iii) 認証申請の内容をなしている地理的領域内に、その機関が所在すること。

(2) 初回の認証申請をしようとしている機関が、既に認証を受けているアクレディテーション機関と関連のある組織もしくはその一部局ではない場合、初回申請までの2年の間に、アクレディテーションやプレアクレディテーションの付与もしくは拒絶の決定を含むアクレディテーション活動の実施実績を有していること。

(b)

(1) 「認証の内容・範囲」の拡大申請をしようとするアクレディテーション機関は、§ 602.31（連邦教育省へ提出する「認証申請書」、 「追跡調査報告書」などの提出要件に関する規定、カッコ内、訳者注）と § 602.32（認証申請、認証の更新申請、認証の「内容・範囲」の見直しに関わる申請書、「法定適合報告書」及び登録学生数の大幅増の申告に係る諸手続に関

する規定、括弧内、訳者注)の定める要件を充たすとともに、その内容・範囲の拡大の申請の内容をなしている高等教育機関、教育プログラムに加え、学位や修了証明に係る認証基準の全てを充足し得ていることを内容とするアクレディテーションやプレアクレディテーションに係る方針を既に保持していること、内容・範囲の拡大について当該機関の構成員の同意を得ていること、をそれぞれ証明しなければならない。アクレディテーション活動の地理的範囲の変更は、認証の内容・範囲の拡大には該当しないが、アクレディテーション機関は、その旨の変更を連邦教育省長官に報告するとともに、ウェブサイトに掲げて、このことを公にしなければならない。

(2)「認証の内容・範囲」の拡大を申請しその審査を受けている時期に、その拡大された内容・範囲の下でアクレディテーションやプレアクレディテーションの決定に係る実績を証明できないアクレディテーション機関の扱いは、次のようになる。

(i)それが機関別アクレディテーション機関の場合、指定の期間の中で、拡大した範囲・対象の下、アクレディテーションの地位を付与した場合、その決定の有効性は、その期間中にアクレジットした高等教育機関の数に限定される。

(ii)それが教育プログラム別アクレディテーション機関の場合、定められた期間の中で、拡大した範囲・対象の下、アクレディテーションの地位を付与した場合、その決定の有効性は、その期間中にアクレジットした教育プログラムの数に限定される。

(iii)拡大された内容・範囲の下で行ったアクレディテーションの決定に関わる「追跡調査報告書(Monitoring report)」の提出が義務づけられる。

§ 602.14 アクレディテーション機関の掲げる目的と組織体制

(a)連邦教育省長官は、次に示す4つの範疇のアクレディテーション機関を認証の対象とする。

(1)次の要件を充たした州政府機関。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(i) 高等教育機関，高等教育プログラム，及びその双方のアクレディテーションを行うことを目的に掲げていること。

(ii) 「全米認証アクレディテーション機関」として，連邦教育省長官によりリストアップされていること。もしくは1991年10月1日以前から存在し，認証された地位を保っていること。

(2) 次の要件を充たしたアクレディテーション機関。

(i) 高等教育機関をメンバーとする自立的な会員制組織であること。

(ii) 高等教育機関を対象にアクレディテーションを行うことを第一の目標に掲げ，かつ，そのアクレディテーションの効力が，§ 602.10の規定に従って，高等教育法に依拠した連邦政府事業プログラムに連動したものと活用できるものであること。

(iii) 本 § 602.14 (b)の「分離独立 (separate and independent)」の要件を充足し得ていること。

(3) 次の要件を充たしたアクレディテーション機関。

(i) 自立的な会員制組織であること。

(ii) 高等教育機関もしくはその教育プログラムを対象にアクレディテーションを行うことを第一の目標に掲げ，かつ，そのアクレディテーションの効力が，§ 602.10の規定に従って，高等教育法に依拠した連邦政府事業プログラムに連動したものと活用できるものであること。

(4) 高等教育法タイトルIVに依拠する連邦教育省事業プログラムに参加する適格性の有無を判断できるよう，次の要件を充たしたアクレディテーション機関。

(i)

(A) 専門職団体に加入している人々を個人メンバーとする自立的な会員制組織であること。

(B) 別の「全米認証アクレディテーション機関」によってアクレディットされた高等教育機関の内部に開設されている教育プログラムのアクレディテーションを行うことを第一の目標に掲げていること。

(ii) 本 § 602.14 (b)の「分離独立」の要件を充足し得ていること。もしくは

は、本セクション(d)の下で、同要件への適用除外が認められていること。

(b) 本セクションの目的に従い、「分離独立 (separate and independent)」を、次に掲げるものとして定義づける。

(1) 高等教育機関、教育プログラムのアクレディテーションやプレアクレディテーションの決定を行い、あるいはアクレディテーションに関わる方針を採択し、もしくはその双方を行うアクレディテーション機関における意思決定組織の構成員は、関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織の執行機関や最高執行事務官 (chief executive officer) による選任・任命を受けた者であってはならない。またそれは、関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織のスタッフであってもならない。

(2) アクレディテーション機関の意思決定組織の最低1名の構成員は、公益代表でなければならず、かつ、公益代表者の占める割合は、7分の1以上でなければならない。

(3) アクレディテーション機関は、意思決定を行うに当り利益相反を回避するための指針を含む、意思決定組織の構成員に関わるガイドラインを策定し運用していなければならない。

(4) アクレディテーション機関の会費は、関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織のために支弁される会費とは別会計になっていなければならない。

(5) アクレディテーション機関は独自の予算を策定・決定しなければならず、他の事業体や組織体の監督・助言に服してはならない。

(c) 連邦教育省長官は、関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織の提供する人員、サービス、施設・設備の共用関係が、次に示す観点に照らし、本 § 602.14 (b)の「分離独立」の要件を侵すものではないか否かを検討する。

(1) アクレディテーション機関が、共同使用の割合に応じ、公正な市場価値に見合った対価を支払っていること。

(2) 共同使用が、アクレディテーション・プロセスにおける独立性や秘

匿性を侵すものではないこと。

(d) 本 § 602.14 (a) (4) の目的の下、連邦教育省長官は、ア krediyeteyshon 機関が次に示す事項に該当する旨を証明できた場合、本セクション(b) の定める「分離独立」の要件の厳格な遵守を求めることはない。

(1) 「全米認証ア krediyeteyshon 機関」として連邦教育省長官によりリストアップされていること。もしくは、1991年10月1日以前から存在し、その日以来、連邦教育省長官の認証の効果が継続していること。

(2) 関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織が、当該ア krediyeteyshon 機関のア krediyeteyshon の決定や方針の採択において、何らの役割をも果たしていないこと。

(3) ア krediyeteyshon 機関が、独立してその機能を行行使するための財務上、管理運営上の十分な自律性を確保し得ていること。

(4) ア krediyeteyshon 機関が、関連のあるあるいは提携関係にある職業団体、専門職団体や会員制組織に対し、社会に公にしている情報のみを提供していること。

(e) 本 § 602.14 (d) の規定の下、「分離独立」の要件の適用除外を申請しようとするア krediyeteyshon 機関は、当該ア krediyeteyshon 機関が認証の初回申請のみならずその地位の継続を申請しようとする度に、適用除外の申し出を行うものとする。

§ 602.15 管理運営上、財務上の責務

ア krediyeteyshon 機関は、連邦教育省長官が認めた「認証の内容・範囲」の枠組の中でア krediyeteyshon に関わる諸活動を遂行し得る管理運営上、財務上の能力を有していなければならない。そのために、ア krediyeteyshon 機関は、次に示す事項について証明することが求められる。

(a) ア krediyeteyshon 機関は、具体的に以下の事項について挙証しなければならない。

(1) ア krediyeteyshon の責務を遂行する上で必要な管理スタッフと

財的資源を保持していること。

(2) 当該アクレディテーション機関の評価基準・方針・手続に関連づけられるものとして、実地視察を実施し、方針を策定・確立し、アクレディテーションやプレアクレディテーションの決定を行うといったそれぞれの役割に応じ、その職責を果たす上で必要とされるもので、本来持ち得ているもしくは研修で得られた知見・経験に裏づけられた能力・知識のある人々を揃えていること。遠隔教育や通信教育コースを提供している高等教育機関などを対象としたアクレディテーション等の場合においても同様とする。

(3) 当該アクレディテーション機関が機関別アクレディテーションを行っている場合、これに精通した評価や方針策定、意思決定組織に関与する専門知識のある管理スタッフを擁していること。

(4) 当該アクレディテーション機関が専門職業人養成のための教育プログラムや単一の教育目標を掲げる高等教育機関をアクレディットする機関である場合、これに精通した評価や方針策定、意思決定組織に関与する教育者や実務家、常勤スタッフを擁していること。

(5) 意思決定組織の中に、学生を含む公益代表者が含まれていること。

(6) 利益相反とその発生を回避し解決するためのガイドラインを含む明確かつ効果的な制御の仕組みがあること。利益相反の対象となるのは、次に示す人員である。

(i) 執行機関の構成員。

(ii) 意思決定機関の構成員。

(iii) 実地視察チームのメンバー。

(iv) コンサルタント。

(v) 管理スタッフ。

(vi) その他アクレディテーション機関を代表する人員。

(b) アクレディテーション機関は、次の事項に関する完全かつ正確な記録書面を保管するものとする。

(1) 高等教育機関別、教育プログラム別のアクレディテーションもしくは

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

はブリアクレディテーションに係る審査・評価の記録書面（実地視察団報告書，実地視察団報告書に対する当該高等教育機関，教育プログラムからの反論書を含む），定期観察報告書，定期的な審査・観察とは別に，アクレディテーション機関が実施する特別審査・観察に関わる報告書，高等教育機関もしくは教育プログラムが作成した直近の自己評価報告書の写し。

(2) 高等教育機関や教育プログラムを対象に行ったアクレディテーションもしくはブリアクレディテーション並びに「大幅な変更 (substantive changes)」に関連して，アクレディテーション機関が発出した全ての決定通知書。

§ 602.16 アクレディテーション基準並びにブリアクレディテーション基準

(a) アクレディテーション機関は，アクレディットの対象となっている高等教育機関や教育プログラムが提供する教育の質について信頼できる権限を有していることの十全な保証の証として，アクレディテーション基準もしくは（ブリアクレディテーションの仕組みを採用している場合）ブリアクレディテーション基準を確立している旨を証明しなければならない。そこに以下の事項が適切に定められていれば，アクレディテーション機関は，当該要件に適合していると見做される。

(1) アクレディテーション基準には，次に示す領域について，高等教育機関や教育プログラムをアクレディットする上でその充足を希求する内容が明定されていなければならない。

(i) 高等教育機関のミッションとの関連の中での学生の学力達成度 (student achievement)。そこには，各高等教育機関や各教育プログラムの別に，異なる基準が包含されているかもしれないし，適宜，各州が実施する資格試験，コース修了割合，就職率が考慮に入れられているかもしれない。

(ii) カリキュラム。

(iii) 教員組織。

(iv) 施設・設備及び備品。

(v) そこで行われる諸活動に応じた財務能力, 管理能力。

(vi) 学生支援サービス。

(vii) 学生の募集・入学者の状況, 学年歴, 便覧, パンフレット, 成績評価及び履修相談。

(viii) 教育プログラムの修了に要する期間, 提供される学位や修了証に連なる教育目標。

(ix) アクレディテーション機関が把握する学生からの苦情記録。

(x) 連邦教育省長官が提供する最新の学生奨学金返済滞納率に係る高等教育機会法 titleIV に依拠した学生奨学金プログラム上の責務の遵守状況を示す記録(財務監査もしくは法令遵守に関わる監査の結果, 学生奨学金プログラム評価の結果, 連邦教育省がアクレディテーション機関に提供したその他の情報, など)。

(2) プレアカレディテーション基準(プレアカレディテーションの仕組みを採用している場合)には次の事項が定められていなければならない。

(i) アクレディテーション基準と適切に関連づけられていること。

(ii) 高等教育機関や教育プログラムに対し, アクレディテーションの決定に先立つこと, 5年以上に亘り, プレアカレディテーションの地位に留まることを認めてはいないこと。

(b) アクレディテーション機関は, 高等教育機会法タイトルIVの指定する連邦教育省事業プログラムに参加していない高等教育機関に対し, 本 § 602.16 (a) (1) (x)の規定に従ったアクレディテーション基準を適用するよう求められることはない。当条件の下, アクレディテーション機関がアクレディテーションもしくはプレアカレディテーションの地位を付与するに当たっては, 高等教育機関からの求めに応じ, その地位の中に, 高等教育機会法 titleIV の指定する連邦教育省事業プログラムへの参加資格が含まれていない旨を明確に示しておかなければならない。

(c) アクレディテーション機関が教育プログラムのアクレディテーションのみを行い, 機関別アクレディテーション機関として活動していない場合, アクレディテーション基準は, 「高等教育機関」の審査の観点からで

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

はなく、「教育プログラム」の形状・タイプを考慮した審査の観点から、本 § 602.16 (a)(1) に示す領域に関する規定を置かなければならない。

(d)

(1) ア krediyeteyshon 機関が、連邦教育省長官から受けた「認証の内容・範囲」に、遠隔教育、通信教育コースを提供する高等教育機関や教育プログラムの質の評価が射程に入れられている場合、そのア krediyeteyshon 基準には、その教育機関の遠隔教育、通信教育コース、直接評価プログラム (direct assessment education) の質の審査に焦点をあてた規定を、本 § 602.16 (a)(1) に示す領域に対応させて置かなければならない。

(2) ア krediyeteyshon 機関は、遠隔教育、通信教育コースの評価に関わる基準・手続・方針を分離して策定するよう求められることはない。

(e) ア krediyeteyshon 機関がア krediyeteyshon している高等教育機関のいずれも、高等教育機会法 title IV の指定する事業プログラムに参加していない場合、もしくはそのア krediyeteyshon 機関が、全米認証を得ている機関別ア krediyeteyshon 機関からア krediyeteyshon されている高等教育機関の中に開設されている教育プログラムのみをア krediyeteyshon している場合、これらア krediyeteyshon 機関に対しては、本 § 602.16 (a)(1)(iii) 並びに (a)(1)(x) の規定に対応したア krediyeteyshon 基準を設定するよう求められることはない。

(f) 本 § 602.16 (a) に対応した基準を設定・適用したア krediyeteyshon 機関が、必要に応じ適宜、追加のア krediyeteyshon 基準を設定することを妨げるものではない。

(g) 本 § 602.16 (a) の規定にかかわらず、次の事項に制限を課するものではない。

(1) ア krediyeteyshon 機関の判断で、当該ア krediyeteyshon 機関が審査対象としている高等教育機関や教育プログラムに係る基準を会員校の参加を得て策定し、その適用を行うこと。

(2) 高等教育機関の判断において、学生の学力達成度 (student achievement) (それは、ア krediyeteyshon の審査の際に検証対象とされ得る

ものでもある)の視点に立った実際の達成状況を証明するための内部基準を開発・運用すること。

(3) アクレディテーション機関の判断で、該当する教育プログラムが以下に示すような組織体や資格証明上の要請に効果的に対応できるよう、高等教育機関もしくは教育プログラムによる新たなカリキュラムの承認手続に関わるアクレディテーション基準を独立して設定すること。

(i) 教育プログラム修了生の雇用者などからなる産業界の諮問・助言組織。

(ii) 広く承認された産業界の基準や産業界組織。

(iii) 資格認定証その他の職業登録証や職業資格証。

(iv) 修了者の学びの基礎となっている専門領域や実務分野で採用に関わっている雇用者層。

(4) アクレディテーション機関に対して、自身の判断において、20.U.S.C.7801に根拠を置く「ハイスクール生徒提供用高等教育プログラム(dual or concurrent enrollment program)」(20.U.S.C.7801-Definition (15)によれば、それは、ある高等教育機関及び地域の中等教育機関との間のパートナーシップ協定の下で、将来、当該高等教育機関で認定可能な単位を取得できる教育を中等教育機関側が提供する教育プログラムのことを指す。括弧内、訳者注)で教鞭をとる教員、並びに職業・技術系の教育コースを担当する教員に関する基準を、別個独立のものとして設定すること。但し、その場合、これら教員が、その職責を果たすのに相応しい教育上、実務経験上の適格性を有していることが条件となる。

§ 602.17 アクレディテーションの決定に至るまでのアクレディテーション基準の適用法

アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムのアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの決定の前までに、当該アクレディテーション基準に即しこれら高等教育機関や教育プログラムを評価するための効果的な仕組みを有していなければならない。アクレデ

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制
イテeshon 機関は、次に掲げる事項を証明し得た場合、当要件を充足し
ているものと見做される。

(a) 高等教育機関もしくは教育プログラムによる次の事項への対応状況
を、評価できていること。

(1) 標榜するミッションと整合し、かつ授与する学位や卒業証明証に相
応しい具体的な教育目標を明確に示していること。

(2) 高等教育レベル、教育プログラムレベルの双方において、その掲げ
る目標を達成し得ていること。

(3) 一般に受入れられている教育研究上の基準やそれと同等の準則とも
調和する基本要件を充たしていること。このことは、§ 602.18 (b)の定める
パイロット・プログラムにも妥当する。

(b) 高等教育機関もしくは教育プログラムに対し、それが改善の機会に
繋がるものであることを十分認識してもらいながら、教育の質とそのミッ
ション・目標の達成度を評価するため自己評価 (self-study) 活動に従事
するよう求めていること。この自己評価活動の中には、今後の改善に向け
た将来計画書の策定も含まれていなければならない。

(c) 高等教育機関や教育プログラムのア krediyeteyshon 基準への適
合状況に係る十分な情報を得るために、これら高等教育機関や教育プログ
ラムを対象とした実地視察 (on-site review) を最低一度は行っているこ
と。

(d) 高等教育機関や教育プログラムに対し、実地視察報告書への書面で
の反論の機会を認めていること。

(e) 高等教育機関や教育プログラムから提出された自己評価報告書とこ
れを補足する書面、実地視察報告書、実地視察報告書に対する高等教育機
関や教育プログラムからの反論書、その他、これら高等教育機関や教育プ
ログラムのア krediyeteyshon 基準への適合状況を判断する上で必要な
証拠補強をするために得た諸情報を自ら分析していること。

(f) 高等教育機関や教育プログラムに対し、ア krediyeteyshon 基準
への適合状況に係る書面による詳細な評価報告書を提供し得ていること。

そこには、改善を要する箇所の指摘のほか、学生の学力達成度（student achievement）に関する高等教育機関や教育プログラムの成果実績（performance）の記載も含まれる。

(g) 遠隔教育や通信教育方式で開設されたコースの科目登録をしている学生が、そのコースや教育プログラムの正規履修者と一体である場合、そのための仕組み・手順を予め確立しておくよう設置者である高等教育機関に対し求めていること。

(h) 高等教育機関に対し、学生のプライバシー保護に関する手続を確立することと併せ、学生の科目登録や入学・在籍登録の際の本人特定に伴う追加的な保護方針を学生に告知しておくよう、書面で明確に求めていること。

§ 602.18 アクレディテーションの意思決定における統一性の確保

(a) アクレディテーション機関は、高等教育機関が掲げるミッション（宗教的なミッション（religious mission）を含む）を尊重するとともに、高等教育機関や教育プログラムが提供する教育（遠隔教育、通信教育コースもしくは「直接評価プログラム」を含む）が、アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの有効期間中、自身の標榜する教育目標を達成するための十全な質を備えていることを確認できるよう、アクレディテーション基準を系統的に適用・執行しなければならない。

(b) アクレディテーション機関が、次に示す対応をとっている場合、本§ 602.18(a)の要件は充足されているものと見做される。

(1) 高等教育機関や教育プログラムがアクレジットもしくはプレアクレジットされるための基準が明示されるなど、アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの要件が書面で明確に提示されていること。

(2) アクレディテーション基準の系統性を欠く適用を回避するための効果的な制御の仕組みを確立していること。

(3) アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの決定は、

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

アクレディテーション機関が公にしている評価基準に即して行うこと。
§ 602.16 (a) (1) (ii) (iii) (iv) (vi) (vii) (viii)の規定する領域において、宗教上のミッションに基づく方針・決定及び実践状況を否定的な要因として捉えてはならない。但し、アクレディテーション機関は高等教育機関や教育プログラムに対し、そのカリキュラム中に、当該アクレディテーション機関が求める中核的要素の全てを包摂するよう要請しても構わない。

(4) アクレディテーションの決定を行う際に依拠する情報・データが、正確であると判断するための合理的な根拠を示すことができること。

(5) 高等教育機関や教育プログラムがアクレディテーション基準を充足していない場合、その不充足の箇所を明確に示した具体的な内容をもつ書面を、これら高等教育機関や教育プログラムに提供すること。

(6) アクレディテーションの決定の遡及適用に関する方針を公にしていること。但しその方針中に、以下の決定に係る遡及効の日付を記述してはならない。

(i) 高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの否認を通常より早く行う場合。

(ii) アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの審査期間中にもかかわらず、高等教育機関や教育プログラムに対し、その正式認定を行う場合。

(c) 本 34 CFR Part 602はアクレディテーション機関に対し、新構想の教育プログラムにおいて独自の方法で教育サービスを提供するなど、特別な状況が存在する場合や、学生に対して不当な困苦が降りかかっている場合、次に示す条件を充たしている限りにおいて、34 CFR § 602.16, § 602.17, § 602.19, § 602.20, § 602.22, § 602.24の定める要件のうち1以上の要件の充足状況を確認するための手段として、当該アクレディテーション機関が通常適用している文書化された基準・方針・手続と等価値的な同じく文書化された基準・方針・手続をこれに適用することを妨げるものではない。

(1) そこで用いる基準・方針・手続並びにその適用対象となる高等教育

機関や教育プログラムの選定が、当該アクレディテーション機関の意思決定組織によって承認され、確固とした方法を採用することによってのみ、当該アクレディテーション機関の目的が達成でき要件充足の保証を行うことができること。

(2) 高等教育機関や教育プログラムのパフォーマンスの着地点とそのための手法を設定し運用していること。

(3) そこで用いる基準・方針・手続を確立し適用する上で必要とされる当該アクレディテーション機関の手続規程が、公にされているアクレディテーション・マニュアルなどに明記されていること。

(4) アクレディテーション機関が高等教育機関や教育プログラムに対し、特別な方法で評価を行うために通常とは別の基準を適用しようとしている旨の特別な基準適用の必要性をしっかりと伝えていること。その際に、そうした特別な基準適用に伴って、学生は利益を享受しこそすれ、それが原因で、不利益を被ることがない旨も、十分に伝えていること。

(d) 本 34 CFR Part 602はアクレディテーション機関に対し、個別の高等教育機関や教育プログラムについて、当該アクレディテーション機関が毎年決定した期間を限り、§ 602.16, § 602.17, § 602.19, § 602.20, § 602.22, § 602.24に従って採択された基準・方針・手続の定める要件のうちの1以上の項目が充足されていない状態を認めることを妨げるものではない。基準充足猶予期間の延長について、正当な理由があると当該アクレディテーション機関が決定しない限り、その期間は3年を超えることができない。その措置が認められるのは、次の場合についてである。

(1) 基準不充足の期間延長を必要とする環境・条件が、以下に列記するようなその各々の高等教育機関や教育プログラムによってはもはや統制できないものである場合、当該アクレディテーション機関と高等教育機関もしくは教育プログラムはその旨の挙証を行う。

(i) 高等教育機関や教育プログラムに甚大な影響をもたらすような自然災害もしくはそれに準じた重大事態が引き起こされている。

(ii) 閉校等の手続を進められている中で、他大学から学生を受入れている。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

る。

(iii) 景気後退、地域の主要企業・工場などの閉鎖といった地域レベル、国家レベルでの大きな経済変動で、マスコミ等でも報道されている。

(iv) 州が付与する資格の要件などの変更がなされている。

(v) 通常用いているアクレディテーション基準の適用により、学生に大きな不利益が生じる惧れがある。

(vi) 20 U.S.C. 7801に定める「ハイスクール生徒提供用高等教育プログラム (dual or concurrent enrollment program)」の中に開設されたコース並びに職業・技術系コースを担当する教員で、それら教員は、当該アクレディテーション機関の「教員」に関する一般基準にはそぐわないとは言え、教育歴や実務経験の面から見て適格性を有する教員として見做すことができる。

(2) 基準不充足の容認期間の付与が、当該アクレディテーション機関の意思決定組織によって承認されている場合。

(3) アクレディテーション機関が立てた計画において、それら高等教育機関や教育プログラムが指定した期間内で、基準・方針・手続の不充足を解消する上で必要とされる諸資源を保有できている旨を示している場合。

(4) 高等教育機関もしくは教育プログラムがアクレディテーション機関に対し、基準等の不充足の解消に当り、充足猶予期間中に、次のような措置を講じていない旨を証明できる場合。

(i) 学生の同意を得ることなく、教育プログラム運営に係る諸経費を学生に転嫁すること。

(ii) 学生に対し、不当な困苦を課したり損害を与える行為を行うこと。

(iii) 当該教育プログラムの教育の質の低下を引き起こすこと。

§ 602.19 アクレディットされた高等教育機関、教育プログラムのモニタリングと再評価

(a) アクレディテーション機関は、既にアクレディットもしくはプレアクレディットした高等教育機関や教育プログラムを、定期的に再評価しな

ければならない。

(b) アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムによる経常的なアクレディテーション基準の充足状況の把握と関連づけて基準充足上の問題点を明らかにし、その長所と安定性を考慮できるようなモニタリングと評価の仕組みを有していることを証明するとともに、これを効果的に運用しなければならない。そうした評価の仕組みの中には、定期的に提出を求める各種報告書、アクレディテーション機関が指定する主要データや各種指標の収集・分析（その対象となるものの例として、財務情報、§ 602.16 (g)の規定に依拠する学生の学力達成度（student achievement）測定に係る高等教育機関内部の達成度基準など）等が含まれる。本条は、高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーション基準の各規定についての年度報告書の提出を求める趣旨ではない。

(c) 全てのアクレディテーション機関は、アクレディットしている高等教育機関や教育プログラムの学生数の増加状況を全体に亘ってモニターしなければならない。そして、毎年度、これら高等教育機関や教育プログラムから登録学生数に係るデータを集めなければならない。

(d) 機関別アクレディテーション機関は、大きく登録学生数を伸ばしている高等教育機関について、そこに置かれている教育プログラムの登録学生数の増加の状況を、当該アクレディテーション機関が設定した尺度に従ってモニターしなければならない。

(e) § 602.27 (a)の規定に依拠して連邦教育省長官に対し、「認証の内容・範囲の変更」を届け出たアクレディテーション機関は、これまでアクレディットしたもので遠隔教育や通信教育コースを提供する個別高等教育機関の学生の実人数をモニターしなければならない。当該アクレディテーション機関が既にアクレディットしたもので、遠隔教育や通信教育コースを提供する高等教育機関の登録学生数が、1会計年度の間50%以上増加している場合、連邦教育省長官は、当該アクレディテーション機関が企図する「認証の内容・範囲の変更」の可否を、「全米高等教育質保証・誠実性検討諮問委員会（National Advisory Committee on Institutional Quality and In-

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

tegrity)」の直近の会合の審議の俎上に載せることを要求する。いかなる高等教育機関であれ、それが、1会計年度の間、50%以上の登録学生実数を伸ばしていた場合、当該アクレディテーション機関は連邦教育省長官に対し、学生増加率のデータを把握した日から30日以内に、その情報を伝えるなければならない。

§ 602.20 アクレディテーション基準の執行

(a) アクレディテーション基準に拠って高等教育機関や教育プログラムを審査した結果、それらが基準不適合であることが分かった場合、アクレディテーション機関は、次に示す対応を執らなければならない。

(1) 高等教育機関や教育プログラムに対し基準不適合である旨の審査結果を伝えるに当り、文書化された方針を遵守すること。

(2) 高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーション機関の意思決定組織による審査の結果判明した事象の性格、当該高等教育機関や教育プログラムのミッション・教育目標を考慮し合理的判断の下に決定したもので、基準適合の状態になるための進行スケジュールを示した文書、を通知すること。その進行スケジュール中には、基準の完全充足までの道程における複数の中間的なチェックポイントを設けなければならない。また進行スケジュールの期間は4年もしくは以下に定める期間の150%を超えてはならない。

(i) 教育プログラム別アクレディテーション機関の場合、対象となっている教育プログラムの修了年限。

(ii) 機関別アクレディテーション機関の場合、当該高等教育機関に開設されている教育プログラムのうち、最長の教育プログラムの修業年限。

(3) アクレディテーション機関が更なる延長期間として、本§ 602.20(a)(2)の定める標準的な期間を超える正当な理由に基づく延長期間を承認するに当り、文書化された方針・手続を遵守すること。

(4) アクレディテーション機関が提出を義務づけるもので、継続的なモニタリング及び基準不充足の状況を解消するための道程を評価する役割を

もつ「追跡調査報告書 (Monitoring report)」や「コンプライアンス確認報告書 (compliance report)」を審査し承認もしくは不承認をするための文書化された方針を確立していること。

(b) 本 § 602.20 (a)の規定にかかわらず、アクレディテーション機関は、「不利な措置 (adverse action)」を直ちに行うための方針を遵守するとともに、その決定理由の正当性が承認されると、この措置を執行しなければならない。

(c) 高等教育機関もしくは教育プログラムが、本 § 602.20(a)に基づく指定期間内に基準適合の状態に至らなかった場合、アクレディテーション機関は、当該高等教育機関や教育プログラムに対し「不利な措置」を執らなければならない。但し、アクレディテーション機関は当該高等教育機関や教育プログラムに対し、それらが立てた「閉学計画 (teach-out plan)」の実施が完了し終わるまでもしくは転学や課程修了のための学生支援に係る「閉学同意締結書 (teach-out agreement)」を完全履行するまでの合理的な期間、アクレディテーションの地位の継続保持を認めることができる。

(d) 高等教育機関をアクレディットするアクレディテーション機関は、高等教育機関の設置する全ての教育プログラムや当該高等教育自体を対象に、そうした「不利な措置」を下すことなく、当該高等教育機関が開設する個別教育プログラムや本母校ではない個別の「追加的な活動拠点 (additional locations)」に限って、「不利な措置」その他の措置を課すことについて制限が課される。

(e) 本 Subpart B に依拠して執行される全ての「不利な措置」は、20 U.S.C.1099b (e)に定める「司法調停に係る要件規定 (arbitration requirement)」の存在を前提として行われなければならない。

(f) アクレディテーション機関は、34 CFR 668.14 (『『高等教育機会法 title IV の連邦教育省事業プログラム』への参加同意書』に関する規定、括弧内、訳者注)、668.15 (『『高等教育法タイトル IV の連邦教育省事業プログラム』への参加に伴う高等教育機関の財務上の責任』に関する規定、括弧内、訳者注)、668.16 (『高等教育機関における『高等教育法タイトル IV

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

の連邦教育省事業プログラム』の管理能力に係る基準適合性」に関する規定、括弧内、訳者注）、668.41（「高等教育機関による学生への経済的支援やキャリア支援に係る情報開示」に関する規定、括弧内、訳者注）、668.46（「キャンパス内の安全管理のための措置状況やそれらに関わる情報開示」に関する規定、括弧内、訳者注）の定める要件の執行に責任を負うことはない。但し、アクレディテーション機関がその活動の過程で、これら要件について不充足の事実を発見した場合、もしくはその充足が危惧される場合、同機関はその旨を連邦教育省に通知しなければならない。

(g) 連邦教育省長官はアクレディテーション機関に対し、高等教育法タイトルIVに依拠する連邦教育省事業プログラムもしくは連邦政府のその他の事業プログラムに参加していない高等教育機関や教育プログラムを対象に、本34 CFR Part 602の個別要件に示す結論を基礎に「不利な措置」を執るよう求めるものではない。

§ 602.21 アクレディテーション基準の検証

(a) アクレディテーション機関は、同機関に関係する全ての構成層の参加が保証される場となり、アクレディットの対象となる高等教育機関や教育プログラムの教育の質を、学生の教育ニーズに関連づけて評価する上でそのアクレディテーション基準が相応しいものかどうかを明らかにすることができる包括的で系統的な検証システムを保持していなければならない。

(b) アクレディテーション機関は、アクレディテーション基準の検証を行うに当たり、そのための個別の手續規程を策定しなければならない。そこでは、次の事項を内容とする検証プログラムが確立されていることが必要である。

(1) 包括的なものとして行われること。

(2) 定期的に行われること。また許容できる範囲内で、一定の期間の間隔を設け検証を行うことや、検証の継続実施も可能であること。

(3) 基準を構成する個別規定の検討とともに、基準全体を通覧し検討す

ること。

(4) アク্রেディテーション機関の全ての関係者の関与を認めるとともに、これらの人々に当該検証過程にその意見を反映させることができるような意義ある機会を提供すること。

(c) アク্রেディテーション機関が、系統的な検証プログラムを進める中で、基準改訂が必要である旨の判断をした場合、同機関は、その判断をして以降12ヶ月の間にその活動に着手するとともに、合理的な期間内にその活動を終えなければならない。

(d) 基準の改訂活動を完了する前に、アク্রেディテーション機関は、次の事項を行うものとする。

(1) アク্রেディテーション機関が提案する改訂箇所を、当該アク্রেディテーションに関わる全ての構成層並びに同機関と利害関係のある他の関係団体に通告すること。

(2) アク্রেディテーション機関の構成層並びに利害関係のある他の団体に、意見聴取のための適切な機会を付与すること。

(3) 提案した改訂箇所について、アク্রেディテーション機関の構成層並びに利害関係のある他の団体によって適宜提供された意見を検討しこれに対応すること。

§ 602.22 大幅な変更とその報告に関する要件

(a)

(1) アク্রেディテーション機関が高等教育機関をアクレディットしている場合、既にアクレディットもしくはプレアクレディットした後に、本§ 602.22が定義づける「大幅な変更 (substantive change)」が当該高等教育機関のアクレディテーション基準適合の状態に負の影響を及ぼすことのないよう、基準適合性の保証を行うための適切な「重要な変更」に係る方針を維持することが求められる。アクレディテーション機関は、次に示す事項を行うことにより本要件を充足しているものと見做される。

(i) アク্রেディテーション機関は高等教育機関に対し、当該高等教育機

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

関に付与するア krediyeteyshon もしくはプレア krediyeteyshon の内容・範囲の中に「大幅な変更」を組み込もうとする場合、その前段階で、対象となっている「大幅な変更」について、当該ア krediyeteyshon 機関の承認を得るよう要請するものとする。

(ii) ア krediyeteyshon 機関が指定する「大幅な変更」中には、変更に伴う波及効果が大きく多大なリスクを伴うものが全てカバーされていなければならない。その中には、少なくとも、以下の事象を含めておくよう求められる。

(A) 高等教育機関や教育プログラムのミッション・教育目標に対する実質的な変更。

(B) 当該高等教育機関の法人格、管理体制、所有権者に関わる変更。

(C) 既存の開設科目、教育プログラムや教育の提供方法の枠組とは大幅に異なる新たな教育プログラムの開設。並びにア krediyeteyshon 機関が過去に当該高等教育機関を審査した際に、そこで提供され用いられていた教育内容、教育方法の枠組から全くかけ離れた新たな教育プログラムの開設。

(D) それまで学士課程プログラム、修了証明を発行する教育プログラムのみを運用していた高等教育機関による新たな大学院プログラムの開設。

(E) 学生の学習達成度を測定・評価する尺度の変更（その教育機関が達成度測定の尺度として用いていたものが、学修認定における実学修時間制、単位時間制のいずれであったか、セメスター制、トリメスター制、クォーター制のいずれが採用されていたか、時間指定の授業方式であったか、時間を定めずに学修／授業に向き合わせる方法を取っていたのか、などが考慮要素として挙げられる）。

(F) 単位認定対象となる実学修時間数、単位時間数の大きな変更。もしくは1以上の教育プログラムの修了に必要な単位数の増加。

(G) 別の高等教育機関の全組織、別の高等教育機関に置かれた教育プログラムや分校キャンパスの接収。

(H) 全学生が教育プログラム修了する前に教育活動を終えた別の高等教

育機関の未修学生のため、新たな高等教育機関がその閉学となった大学の従来キャンパスを新キャンパスに転換しその恒常的利用。

(I) 本セクション § 602.22(c)の場合以外の、新たな「追加的な活動拠点」もしくはブランチキャンパスの追加設置。アクレディテーション機関は、同変更の妥当性の審査を行うに当っては、そこに、新たな分校キャンパスやブランチキャンパスを運営する上で必要とされる財務能力、管理能力がどの程度備わっているかの評価を行う他、新たな分校キャンパスやブランチキャンパスを対象とした定期的評価、さらには、以下に定める事項の証拠に基づく確認も行わなければならない。

① 設置者である高等教育機関による教育管理の仕組みが明確化されていること。

② 設置者である高等教育機関が当該の新たな分校キャンパスもしくはブランチキャンパスに対し、適切な教員、施設・設備その他の諸資源の他、教学支援、学生支援の仕組みを措置していること。

③ 設置者である高等教育機関が、財政的に安定していること。

④ 設置者である高等教育機関が、長期的な発展計画を樹立していること。

(J) 高等教育法タイトルIVに定める連邦教育省事業プログラムへの参加資格のない高等教育機関やその他の組織が、既にアクレディットされている高等教育機関の教育プログラムの25%~50%を提供しようとする場合における、34 CFR668.5(「高等教育機関間の『教育プログラム相互提供協定』」に関する規定、括弧内、訳者注)に依拠した文書による協定への参加の状況。

(K)「直接評価プログラム(direct assessment program)」の新設。

(2)

(i)「大幅な変更」の審査において、本 § 602.22(a)(1)(ii)(C), (E), (F), (H), (J)の規定の適用に限り、アクレディテーション機関の意思決定組織は、変更申請に公平に対処し認定もしくは不認定を行う権限を有する同機関の上級職を選任することができる。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(ii) 本 § 602.22 (a) (1) (ii) (J)の規定に基づく変更申請がなされた場合、アクレディテーション機関は、正式な変更申請書を受理した時点より90日以内にその最終決定を行わなければならない。但し、アクレディテーション機関もしくはそのスタッフが、当該の「大幅な変更」に関連する環境・条件の重大性に鑑み、アクレディテーション機関の意思決定組織により、180日を上限とする審査が必要である旨の決定がなされた場合を除く。

(b) 認定保留 (probation) もしくはこれと同等の地位に留められた高等教育機関、過去3年以上に亘ってアクレディテーション機関により「否定的な措置」を甘受してきた高等教育機関、34 CFR668.13 (「連邦教育省長官による『高等教育法タイトルⅣの連邦教育省事業プログラム』への参加資格付与に関する規定、括弧内、訳者注」)の規定に拠って「暫定参加資格 (provisional certification)」の状態にある高等教育機関は、次に示す追加変更の事前承認を得なければならない (他の全ての高等教育機関については、30日以内に、その各々の関係するアクレディテーション機関に対しこれら変更に係る報告をしなければならない)。

(1) 既存の教育プログラムによる教育提供方法の変更。

(2) 直近のアクレディテーションに係る審査以降、実学修時間数、単位時間数もしくは教育プログラムの内容における全体の25%以上の変更。

(3) 以下に示す事象に対応するため、新たな就職・キャリア分野の開拓とともに、修業年限の短いもしくはこれに修正を加えたコースや教育プログラムを開発。

(i) 就業経験や軍務に服することを通じて得た知識など、経験を通じて獲得した既存の知識を高等教育機関での学修として認め単位などに換算すること。

(ii) 過去に獲得した挙証可能な知識やコンピテンシーと個別コースや教育プログラムの履修要件との間に存在するコンピテンシー・ギャップを埋めること。

(4) 高等教育法タイトルⅣに定める連邦教育省事業プログラムへの参加資格のない高等教育機関やその他の組織が、既にアクレディットされている

る高等教育機関の教育プログラムの25%~50%を提供しようとする場合における、34 CFR668.5に依拠した文書による協定への参加。

(c) 1回以上のアクレディテーションの有効期間を問題なく終えた実績があり、本§602.22(a)(1)(ii)(I)に規定する2以上の「追加的な活動拠点」の設置をアクレディテーション機関によって承認され、過去3年の間に認定保留もしくはこれと同等の地位に留め置かれたこともアクレディテーション機関による「否定的な措置」に服したこともなく、34 CFR668.13の規定に拠って「暫定参加資格」の状態に置かれたこともない高等教育機関は、さらに「追加的な活動拠点」を設置することについてアクレディテーション機関に対し承認申請をする必要はない。その場合、その高等教育機関が個別の事前承認を得ずとも、複数キャンパスを横断する質保証システムが備わっていることを必要かつ十分に証明できるなど、複数キャンパスに対する十全な管理能力の必要性について定めたアクレディテーション基準に合致していれば、当該高等教育機関はアクレディテーション機関に対し、30日以内にその変更の届けを行うことで十分である。ここに言う複数キャンパスを管理できる能力として、以下の事項が挙げられる。

- (1) 明確な教育管理の仕組みが存在すること。
- (2) 各キャンパスを定期的に評価する体制となっていること。
- (3) 教員、施設・設備とその他の諸資源が十全に整えられ、教学上の支援体制、学生支援体制が構築されていること。
- (4) 財政的に安定していること。
- (5) 将来の発展に向けた将来計画が立てられていること。

(d) アクレディテーション機関は、本§602.22(a)(1)(ii)(H), (I)の規定に依拠して設置承認した「追加的な活動拠点」のうち代表的なものを対象に、適切な間隔を設け、実地視察を効果的に行うための仕組みを構築していなければならない。

(e) アクレディテーション機関は、「大幅な変更」に係る過去に行った承認をあらためて保証するための手続を確立することができる。但し、そうした手続にあっては、高等教育機関や教育プログラムのアクレディテーシ

高等教育ア krediyeteyshon 機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

オンもしくはプレア krediyeteyshon の地位の認定に際し、当該変更の効力発生日が明らかにされていることが必要である。なぜならその地位中には以前行った「大幅な変更」の保証も含まれており、その効力発生日の明確化が求められるからである。既に行った変更承認の日付は、「大幅な変更」が過去にア krediyeteyshon 機関によって否認された日より前のものとしたり、高等教育機関や教育プログラムのア krediyeteyshon もしくはプレア krediyeteyshon の地位の認定の中に包含されることを求めた「大幅な変更」の承認申請に対し当該ア krediyeteyshon 機関が公式承認した日より前のものとするとはできない。ア krediyeteyshon の決定が、高等教育機関の所有権者の変更から30日以内になされた場合、当該ア krediyeteyshon 機関は、所有権者の変更日を、「大幅な変更」の承認に係る効力発生日に指定することができる。本 § 602.22 (d) (f) に規定されている場合を除き、ア krediyeteyshon 機関は、その承認をア krediyeteyshon の保証の範囲に収めるに際し、高等教育機関に実地視察の受入れを要求することができる。

(f) 本 602.22 (c) に規定されている場合を除き、機関別ア krediyeteyshon 機関によるア krediyeteyshon が、高等教育機会法 titleIV に依拠する連邦教育省事業プログラムに参加する適格性を付与する効果を有するものである場合、50%を超える教育プログラムが提供される「ブランチキャンパス」とは異なる「追加的な活動拠点」の承認手続には、次の事項が含まれていなければならない。

(1) 高等教育機関における以下に示す事項に該当する場合、当該高等教育機関が開設して以降6ヶ月以内での、それぞれの「追加的な活動拠点」への実地視察の実施。

(i) 「追加的な活動拠点」が、3を下回る場合。

(ii) 「追加的な活動拠点」が、そこに適用されるア krediyeteyshon 基準の全てを充たしていることを、当該ア krediyeteyshon 機関に対し証明し得ていない場合。

(iii) ア krediyeteyshon 機関によってこれまで、警告 (warning)、認

定留保、証拠開示請求（show cause）の処分がなされ、もしくは、同機関により、ア krediteーションやプレア krediteーションの地位に対し、何らかの制限が課されたことがある場合。

(2) ア krediteーション機関は、3以上の「追加的な活動拠点」を運営している高等教育機関に対して、これら活動拠点のうち代表的なものを対象に、適切な間隔を設け、実地視察を行うための仕組みを構築していなければならない。

(3) ア krediteーション機関の自由な判断において、短期間に一定数の「追加的な活動拠点」を開設したことに伴い、既にア krediteーションもしくはプレア krediteーションした高等教育機関が引き続き教育の質を維持し得ているかどうかを確認するため、これら「追加的な活動拠点」を対象とした実地視察を行う仕組みを制度化することも可能である。

(g) 本 602.22 (f) の定める実地視察の目的は、ア krediteーション機関に対し「追加的な活動拠点」の承認申請において、設置者である高等教育機関が具有すべき人的、物的資源その他の諸資源がそれら「追加的な活動拠点」に備わっているかどうかを検証することにある。

(h) ア krediteーション機関が保持する「大幅な変更」に係る方針には、高等教育機関によって実際に行われもしくはそのための提案がなされた変更の日付が明確にされ、もしくは当該高等教育機関に対する新規の包括評価の必要性に十分に対応させた幅のある変更の期間が具体的に示されなければならない。

§ 602.23 全てのア krediteーション機関が準拠しなければならない活動上の手続

(a) ア krediteーション機関は、次の事項が記された公的書面を保管するとともに、常時閲覧できる状態にしておかななければならない。

(1) ア krediteーション機関が付与したア krediteーションもしくはプレア krediteーションのタイプ。

(2) ア krediteーション、プレア krediteーションもしくは「大幅

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

な変更」の申請に際し、高等教育機関や教育プログラムが準拠しなければならない諸手続。アクレディテーション、プレアクレディテーションもしくは「大幅な変更」に係るアクレディテーション機関の決定と関連づけられるもので、州政府、連邦教育省が求めているこれら申請や決定の具体的な流れを示した進行表。

(3) アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位の付与・更新、復権、地位の制限・否認、無効・取消し、並びにアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの各タイプと関連づけて行うその他の措置の決定を行うに際して準拠する基準・手続。

(4) アクレディテーション機関が、現在、アクレディットもしくはプレアクレディットしている高等教育機関や教育プログラムの名称（それらの各別に表示すること）。アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの次回審査の実施年。

(5) 次に示すアクレディテーション機関の役職者の氏名、その保有する学位、所属する業界その他の団体名。

(i) 当該アクレディテーション機関の方針の決定、意思決定を行う組織体のメンバー。

(ii) 当該アクレディテーション機関の筆頭管理職者。

(b) アクレディテーション機関は、係争中の高等教育機関や教育プログラムが、アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの審査途上にあることを社会に公告するに当たり、当該高等教育機関や教育プログラムにおけるアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの資格・適性に関する第三者からの意見聴取の機会を確保しなければならない。当該アクレディテーション機関の自由な判断により、第三者からの意見聴取は、書面方式、聴取り方式もしくは両者の併用方式のいずれの方法でも受付可能である。

(c) アクレディテーション機関は、次に示す事項を実施しなければならない。

(1) アクレディテーション機関は、同機関の基準・手続に関わるもので、

高等教育機関や教育プログラムに対する苦情に接した場合、時宜に応じ公正・公平にその内容の検証を行わなければならない。アクレディテーション機関は、公にした手続に則って、当該高等教育機関や教育プログラムにそうした苦情に対する十分な弁明の機会を提供しない限り、この苦情の審査を終え関連する決定を下すことはできない。

(2) アクレディテーション機関は、必要に応じ、審査結果を踏まえ、決定の執行を含む追加的な活動に着手しなければならない。

(3) アクレディテーション機関は、自身に対する苦情に対し、時宜に応じ公正・公平にその内容の検証を行うとともに、そこで偏りのない中立的な判断を示さなければならない。また審査結果を踏まえ、適切に追加的な活動に着手しなければならない。

(d) 高等教育機関や教育プログラムが自身のアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位の情報開示を行おうとする場合、アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムが自らの地位を正確に開示するよう措置しなければならない。その中には、その地位の効力が及ぶ個別教育プログラムや当該アクレディテーション機関の名称と同機関への連絡先についての情報も含まれる。

(e) アクレディテーション機関は、アクレディットもしくはプレアクレディットを受けている高等教育機関や教育プログラムが公表した情報のうち、以下の事項について、不正確もしくは誤解を招きやすいものであった場合、これを公式に正さなければならない。

(1) 当該高等教育機関や教育プログラムのアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位。

(2) 実地視察報告書の内容。

(3) 当該高等教育機関や教育プログラムに関するアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの決定の内容。

(f)

(1) プレアクレディテーションを実施しているアクレディテーション機関の場合、次の措置がとられていることを必要とする。

高等教育ア krediteーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(i) ア krediteーション機関の保持するプレア krediteーション・ポリシーは、当該ア krediteーション機関が認める地位について、それが将来ア krediteーションに合格することが期待できる高等教育機関や教育プログラムに限定する内容のものとなっていなければならない。

(ii) ア krediteーション機関は、プレア krediteする全ての高等教育機関に対し、「閉学計画」を準備しておくよう求めなければならない。それは、閉学となる高等教育機関の学生に職業上の資格や修了証明の基礎となるカリキュラム上の要件を充たしている旨の保証を与えるものである。また時宜に応じ、そこには、当該高等教育機関が提供する教育プログラムのリストと併せ、当該高等教育機関と「閉学同意締結書」を交わしもしくは将来その締結の可能性があり、類似の教育プログラムを運営する別の高等教育機関の名称、が記されていないなければならない。

(iii) プレア krediteしている高等教育機関に対しア krediteーションの付与を否認しようとするア krediteーション機関は、当該高等教育機関がその教育プログラムから転籍しもしくはその教育プログラムの修了に当り学生を支援するため、「閉学計画」に示された諸活動を終えるまでの合理的な期間、現在在籍する登録学生に配慮し、その高等教育機関のプレア krediteーションの地位を維持させることができる。但し、正当な理由があると認められない限り、その期間は120日を超えることはない。

(iv) ア krediteーション機関は、既にア krediteした高等教育機関や教育プログラムに対し、その地位をプレア krediteーションへと移すことはできない。但し、ア krediteーションの地位を喪失した後、当該高等教育機関や教育プログラムがあらためて新規のア krediteーションの取得申請を行い、その申請の下でプレア krediteーションの地位が付与される事案は、同禁止条項に抵触しない。ア krediteーションの地位を喪失する以前に、高等教育機会法 titleIV に依拠する連邦教育省事業プログラムに参加していた高等教育機関は、34 CFR 600.11(c)（「機関別ア krediteーションもしくは機関別プレア krediteーションに係る特別規則」に関する規定。このうち「(c)」は「ア krediteーションもしくはは

プレアカレディテーションの失効」に関する追加規定，括弧内，訳者注）の定める要件に従わなければならない。

(2)「全米認証アカレディテーション機関」からプレアカレディテーションの地位を付与されている高等教育機関や教育プログラムから授与された全ての単位や学位は，連邦教育省長官により，アカレディットされた高等教育機関や教育プログラムによって与えられたものと見做される。

(g) アカレディテーション機関は，適切と判断した場合，新たな活動上の手続を追加しこれを制度化することができる。当該アカレディテーション機関の自由な判断の下，新たな手続の中に，予告なしに行う査察制度を含めても差し支えない。

§ 602.24 特定のアカレディテーション機関が確立しなければならない追加的な手続

アカレディテーション機関が機関別アカレディテーション機関であり，同機関が付与するアカレディテーションもしくはプレアカレディテーションの地位が，高等教育法タイトルIVに依拠する連邦教育省事業プログラムの参加資格に連動させようとするものである場合，当該アカレディテーション機関は，次に示す諸手続の全てを既に確立し現在これを運用していることを証明しなければならない。

(a) ブランチキャンパス

高等教育機関がブランチキャンパスを開設し以下のことを内容とする経営計画書の提出を予定している場合，アカレディテーション機関への通知を当該高等教育機関に求めなければならない。

- (1) ブランチキャンパスに置かれる教育プログラム。
- (2) ブランチキャンパスの収支及びキャッシュフローの計画。

(b) 実地視察

アカレディテーション機関は，ブランチキャンパスの新設後及び高等教育機関の所有者や管理体制の変更後のできるだけ早い時期に，実地視察に着手しなければならない。ブランチキャンパスの新設及び高等教育機関

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制の所有者や管理体制の変更の後、実地視察の実施時期が6ヶ月を超えることがあってはならない。

(c) 閉学計画書と閉学同意締結書

(1) アクレディテーション機関は既にアクレディットしている高等教育機関に対し、次に示すような現況にあることの承認のため、34 CFR 600.2 (『閉学計画(書)』及び『閉学同意締結書』に係る定義)に関する規定、括弧内、訳者注)に定める閉学計画書をアクレディテーション機関へ提出するよう要求しなければならない。

(i) 非営利の高等教育機関もしくは出資者方式の高等教育機関について、連邦教育省長官はアクレディテーション機関に対し、当該高等教育機関の経営能力に関し疑問を呈する同高等教育機関の独立監査人が示した結論を通知する。そうした経営能力への疑問に係る判断とは、現時点での懸念、状況的に不利な見通し、財務上の安定性を阻害する重大な弱点、などである。

(ii) アクレディテーション機関が当該高等教育機関を、認定保留 (probation) もしくはそれと同等の地位に留め置く。

(iii) 連邦教育省長官がアクレディテーション機関に対し、当該高等教育機関が「プログラム仮参加契約 (provisional program participation agreement)」の下で高等教育機会法タイトルIVに依拠する連邦教育省事業プログラムに参加していること、及びそれへの参加条件として既に閉校計画書の提出を要求したこと、を告知する。

(2) アクレディテーション機関は、次に示す事象が生起しておりその承認のため、アクレディットもしくはプレアクレディットしている高等教育機関に対し、閉学計画書、そしてその時点で締結しているのであれば、(34 CFR 600.2に定める) 閉学同意締結書を提出するよう求めなければならない。

(i) 連邦教育省長官はアクレディテーション機関に対し、当該高等教育機関が34 CFR 668.162(c) (『高等教育法タイトルIV連邦教育省事業プログラムに基づく連邦教育省への学生奨学金交付申請』)に関するもので、[(c)]

は、「連邦教育省から高等教育機関への学生奨学金交付方法」に関する規定。括弧内、訳者注)の定めに従って学生奨学金の交付を受ける立場にある、もしくは、34 CFR 668.162(d)(2) (「(d)(2)」)は、キャッシュ支払能力監査に関連するもので、「学生奨学金交付の一次停止」に関する規定。括弧内、訳者注)の定めるところにより高等教育機関への学生奨学金支援に係る書面に対する連邦教育書長官による審査を必要とするキャッシュ支払能力監査を受ける地位に置かれている旨を告知する。

(ii) 連邦教育省長官はアクレディテーション機関に対し、20 U.S. Code § 1094 (c) (1) (G) (上記「学生奨学金の交付の留保もしくは交付資格の解除に係る連邦教育省長官による緊急措置の発動」)に関する規定、括弧内、訳者注)の規定に従い、同長官が高等教育機関に対し緊急措置を発動している、もしくは、20 U.S. Code § 1094 (c) (1) (F) (「学生奨学金交付プログラムへの参加の制限・停止、取消しとその手続」)に関する規定、括弧内、訳者注)の規定に基づき、高等教育法が制度化する連邦教育省事業プログラムへの参加資格を制限、停止もしくは取消す処分を課している旨を告知する。

(iii) アクレディテーション機関自身が、当該高等教育機関のアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位を撤回、取消しもしくは停止する措置を講じている。

(iv) 当該高等教育機関がアクレディテーション機関に対し、1以上の教育プログラムで教育の全てを提供しているキャンパスの活動を完全停止もしくは閉校しようとする場合(そのキャンパスが連邦教育省長官の指示で閉校に着手しもしくはこれに向けた検討が進められている場合を含め)、その旨を告知する。

(v) 州の資格認定機関もしくは認可機関がアクレディテーション機関に対し、教育プログラムの運用に必要な資格や開設許可を取消した旨を告知する。

(3) アクレディテーション機関は、提出された閉学計画書を評価し、とりわけ在籍する登録学生のリスト、当該高等教育機関が開設している教育

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制プログラム、及び閉学同意締結書を取り交わす可能性のある類似の教育プログラムを有している別の高等教育機関の名称、の確認を行う。

(4) アクレディテーション機関が、連邦教育省長官の認証を得ている他のアクレディテーション機関がアクレディットしている高等教育機関や教育プログラムが含まれた閉学計画書の承認手続を行う場合、そのアクレディテーション機関は該当する他のアクレディテーション機関に対し、その結果を告知しなければならない。

(5) アクレディテーション機関は、既にアクレディットもしくはプレアカレディットしている高等教育機関に対し、閉学計画書の中に閉学同意締結書の記載を含めておくよう要求することができる。

(6) アクレディテーション機関は、閉学準備の途上にある高等教育機関に対し、閉学同意締結書の中に、次の事項を含めるよう求めなければならない。

(i) 各教育プログラムに現在登録している学生の完全なリスト及び各教育プログラムにおける学生の修了要件。

(ii) 登録学生を含む全ての在籍資格を有する学生への、閉校実施に向けた道筋・情報の提供（州への返済履行責任が発生している場合、その支払方針に係る情報も併せ提供を求めること）。

(iii) 閉学の最終処理に係る書面のアウトラインを形成するもので、全学生に提供される学生記録の保管計画（例えば、学生成績証明書、学納金記録、経済支援記録など）。

(iv) 閉学予定の高等教育機関が、以前、学生登録時点で認めた単位の数とその種類に関する情報。

(v) 教育プログラムの授業料その他諸費用に関する学生を対象者とした案内文書及び閉学予定の高等教育機関がこれから認めていこうとする単位の数とその種類に関する学生向け文書。

(7) アクレディテーション機関は、アクレディットもしくはプレアカレディットした高等教育機関で閉学同意締結書を締結しているものに対し、自身の意思でもしくは要請に応じ、閉学合意協約書を提出し当該アカレ

イテーション機関の承認を得るよう求めなければならない。アクレディテーション機関は、当該閉学同意締結書が34 CFR 600.2と本§ 602.24の要件を充たしている場合に限り、それはそこで適用される基準・規則に合致しているものと見做すと同時に、学生受入れ教育機関 (teach-out institution) が次に示す事項を確実ならしめることにより、学生に公平な取扱を行っている旨を認定できる。

(i) 教育内容・方法に関しその質が適切で、キャンパスのうちの1もしくは複数の活動を終える高等教育機関によって提供することが予定されていたものとはほぼ同様の教育プログラムの提供を見据え、そのために必要な経験を蓄積し資源を保有し、諸種のサービス支援を行うこと。但し、教育提供方法の選択は、学生の任意の判断に任せることができ一方で、閉校前の教育プログラムが提供していたものと同様の教育提供方法が提示されない限り、その扱いは十分とは言えない。

(ii) ミッション遂行能力を有していると同時に、現存する学生に対する全責務に対応できること。

(iii) 以下の点を、証明できること。

(A) 学生に対し、その移動に伴う距離上、時間上の負担をかけることなく、彼らに対し教育プログラムへの容易なアクセスを可能にするとともに諸種のサービスを提供できること。

(B) 仮に追加の費用負担を求めることがあるとしても、学生に対しこのことに係る情報を伝えることが予定されていること。

(8) アクレディテーション機関は、そうした閉学計画や閉学同意締結書とは関係なく、以下のような状況下にある場合、そうした高等教育機関を学生受入れ高等教育機関として認めてはならない。

(i) 該当の高等教育機関が、本§ 602.24 (c) (1) (2)の状況下に置かれている場合。

(ii) 該当の高等教育機関が、教育研究上の質への懸念、虚偽説明や詐欺的行為、その他法執行機関が関与する重大な案件を伴って処分を受けもしくはそれに向け起訴されるなど、調査・監視の下に置かれている場合。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(9) 閉学同意締結書が実行に移されまた他の高等教育機関への単位移転に伴って、学生がその教育プログラムを終えている場合、アクレディテーション機関は、当該高等教育機関により学生に単位付与しなければならない総単位数に対する単位取得割合に関する諸要件の遵守を求めることはない。

(10) アクレディテーション機関は高等教育機関に対し、他の高等教育機関への単位移転を学生に可能とさせる内容の正確な情報の確認と併せ、誤った情報についてその補訂を要求できるよう、完全閉学もしくは部分的な閉校に係る全ての情報を記した通知文書の提出を求めなければならない。

(d) 完全閉学する高等教育機関

既にアクレディットもしくはプレアクレディットされている高等教育機関が閉学計画や閉学合意の計画を立てることなく閉学してしまう場合、アクレディテーション機関は、連邦教育省並びに適切な権限を有する州政府機関と協力してできる限りの努力を払い、追加の費用負担をかけずに教育を終えることができるよう、学生にそのための適切な機会を提供するための支援を行わなければならない。

(e) 単位移転方針

アクレディテーション機関は、初回のアクレディテーションやプレアクレディテーションの審査もしくはアクレディテーションの地位更新のための審査の折に、次に示す事項について、高等教育機関の保持する単位移転方針 (transfer of credit policies) の確認を行わなければならない。

(1) § 668.43 (a) (11) (高等教育機関が開示すべき情報のうち、「現在登録学生及び登録志望者に対して開示すべき単位移転方針」に関する規定、括弧内、訳者注) の規定に従い、単位移転方針が公表されていること。

(2) 単位移転方針中に、他の高等教育機関によって認定された単位を自校のものとして認定することを内容とする当該高等教育機関が確立している単位認定基準に関する文書が包摂されていること。

(f) アクレディテーション機関による用語の明確化

アクレディテーション機関は、アクレディテーションの実務の中で、次

の行為を行わなければならない。

(1) 34 CFR 600.2に定める“branch campus (ブランチキャンパス)”, “additional location (追加的な活動拠点)”の用語の意義を公定化しこれを実務に適用すること。

(2) 連邦教育省長官が“branch campus (ブランチキャンパス)”, “additional location (追加的な活動拠点)”の用語の意義・使い方について、アクレディテーション機関と連邦教育省長官の間に齟齬があると認識した場合、その要請に応じ、同省長官とともに、2つの用語の意義について確認し合わなければならない。

(3) アクレディテーション機関は、高等教育機会法 titleIV 連邦教育省事業プログラムへの参加を連邦教育省長官によって認められた高等教育機関が開設する教育プログラム、ブランチキャンパスその他のキャンパスの全てを含んでいない状態で、当該高等教育機関をアクレディットもしくはプレアクレディットしてはならない。但し、一部が含まれていないことを連邦教育省長官に通知している場合、及びそのことについて連邦教育省長官から許諾を得ている場合を除く。

§ 602.25 デュー・プロセス

アクレディテーション機関は、確立されたアクレディテーション・プロセスの全体に亘る手続が、デュー・プロセス (due process) の要請を充たしている旨を証明しなければならない。アクレディテーション機関は、次の事項に該当する場合、同要件を充たしているものと見做される。

(a) アクレディットもしくはプレアクレディットを目指す高等教育機関や教育プログラムのために、文意が明確な基準を含むアクレディットもしくはプレアクレディットに必要な具体的な要件が適切に文書化されていること。

(b) 高等教育機関や教育プログラムのために、アクレディテーション機関による情報・資料の提出要請に十分対応できる合理的な期間を認めるための手続が確立されていること。

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

(c) 審査の過程で明らかとなった高等教育機関や教育プログラムの瑕疵を、文書を通じ具体的に示していること。

(d) アクレディテーション機関が明らかにした瑕疵について、文書でこれに反論する十分な機会を高等教育機関や教育プログラムに付与していること。アクレディテーション機関は、「否定的な措置」を講じる前に、自身が定めた期間中にその反論書の検討を行うものとする。

(e) 高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーションに係る「否定的な措置」を行い、もしくは高等教育機関や教育プログラムに対し、「認定保留 (probation)」の状態に据え置きあるいは「証拠開示請求 (show cause)」を发出している場合、その旨を文書で伝達していること。

(f) 高等教育機関や教育プログラムからの文書による要請に応じ、最終決定を下す前に、当該高等教育機関や教育プログラムに対し、「否定的な措置」に係る異議申立の機会を付与していること。

(i) 異議申立手続は、次のような要件を充たす「異議申立審査会 (appeals panel)」での聴聞形式で行われなければならない。

(i) 当初に「否定的な措置」を示した当該アクレディテーション機関の意思決定組織のメンバーが、そこに含まれていないこと。

(ii) 利益相反の方針に適っていること。

(iii) 異議申立手続が、単なる助言的役割、手続的・形式的役割に終始するものであってはならないこと。同手続は、次のような決定、すなわち、意思決定組織によって既に下された「否定的措置」の追認、修正承認、差戻しに係る権限を行使するものとして機能するものでなければならない。

(iv) 追認、修正承認、差戻しに係る権限の実行。「否定的な措置」を追認もしくは修正承認する旨の決定は、アクレディテーション機関の任意の判断に基づき、異議申立審査会もしくは当初にその決定を下した意思決定組織のいずれかが実行する。但し、当初の決定を下した意思決定組織に対し再審査を促すため、同組織への「否定的な措置」を差し戻すという異議申立審査会の決定の場合、同審査会は、当初の決定を下した意思決定組織とは異なる決定をした根拠理由の説明をしなければならない。また、その差

戻しを受けた当初決定を下した意思決定組織は、異議申立審査会の決定もしくはそこでの指示に対応した措置をとらなければならない。

(2) アクレディテーション機関は高等教育機関や教育プログラムに対し、異議申立期間中、当該高等教育機関や教育プログラムの立場を代弁する弁護人を雇用する権利を認めなければならない。この権利の中には、異議申立期間中、当該高等教育機関や教育プログラムに対し、自身が直接弁明をする権利を承認することも含まれている。

(g) アクレディテーション機関は高等教育機関や教育プログラムに対し、異議申立の結果並びにその結果の根拠理由を書面を以て通知しなければならない。

(h)

(1) アクレディテーション機関は、文書化された手続規程に従って、アクレディテーション機関が「否定的な措置」を最終的に示す前に、高等教育機関や教育プログラムに対し、新たな財務情報の検証を求めることを可能とする手続を整備しておかなければならない。但し、その手続を進めるためには、次に示す条件の全てが整っていなければならない。

(i) 当該財務情報が、異議申立の前になされた決定以降の一定期間、高等教育機関や教育プログラム自身、関知できないものであったこと。

(ii) その財務情報が重大な内容のものであり、アクレディテーション機関によって明らかにされた財務上の瑕疵の所在に対し、大きな影響をもたらすものであったこと。

(iii) 最終的に下した「否定的な措置」の根拠としてアクレディテーション機関が挙げた唯一の瑕疵が、財務状況について定めたアクレディテーション基準の当該高等教育機関や教育プログラムによる不充足であったこと。

(2) 高等教育機関や教育プログラムは、本 § 602.25(h)(1)に定める新たに判明した財務情報の検証を1回のみ請求できるとともに、それまでの審査過程で異議申立の根拠理由とすることのできなかつた中でなされたアクレディテーション機関による決定それ自体の検証も要求することができる。

§ 602.26 アクレディテーションに係る決定の公告

アクレディテーション機関は、アクレディテーションに係る決定を書面を以て、連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関及び社会一般に対し公告するための文書化した手続規程を保持しそれに準拠して手続を進めている旨を証明しなければならない。アクレディテーション機関は、その手続規程によって次に示す手続を進めていれば、本要件を充足しているものと見做される。

(a) 連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関及び社会一般に対し、次に示す種類の決定を、その決定を行った日から30日以内に書面を通じて公告していること。

(1) 高等教育機関や教育プログラムに対し、初回のアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位を付与する旨の決定。

(2) 高等教育機関や教育プログラムに対し、アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位を更新する旨の決定。

(b) 高等教育機関や教育プログラムに対し、「認定保留」もしくはこれと同等の地位に留め置く旨の最終決定並びに「否定的な措置」を告知すると同時に、同決定を受理した日から7日以内に、これを全在籍者とこれから在籍しようとする全ての学生に開示するよう求めていること。これと同時に、連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関に対しても、「認定保留」もしくはこれと同等の地位に留め置く旨の最終決定並びに「否定的な措置」を書面により告知すること。

(c) 高等教育機関や教育プログラムに対し、次に示す種類に該当する決定を告知すると同時に、連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関に対しても書面により告知すること。但しその決定の告知は、相手方の高等教育機関や教育プログラムが同決定を受理した日から30日を超えないこ

と。

(1) 高等教育機関や教育プログラムのアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位の「否認 (deny)」、 「手続撤回 (withdraw)」、 「停止 (suspend)」、 「無効 (revoke)」、 「取消し (terminate)」に係る最終決定。

(2) 本 § 602.26 (c) (1) 以外のもので、アクレディテーション機関独自に設定したその他の「否定的な措置」を執るための最終決定。

(d) 社会一般に対し、本 § 602.26 (b) (c) に列挙されている決定を、高等教育機関や教育プログラムが受理したときから1日以内に書面により告知すること。

(e) 本 § 602.2 (c) に列挙されている決定に関しては、高等教育機関や教育プログラムに対し、これを受理したときから7日以内に、同決定を全在籍者とこれから在籍しようとする全ての学生に開示するよう求めること。また、本 § 602.26 (c) に列挙されている決定に関し、高等教育機関や教育プログラムに対し、その決定の後60日以内に、そのアクレディテーション機関がそうした決定を行うに至った理由、その決定をめぐる当該高等教育機関や教育プログラムが自身の意思として明らかにした公式見解、そうした公式見解の提示が認められたことの根拠となる証拠、を要約した公式文書を、連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関並びに社会一般の人々が常時閲覧できる措置を講じるよう求めること。

(f) アクレディットもしくはプレアクレディットされた高等教育機関や教育プログラムが、次のような状態になった場合、その旨を連邦教育省長官、州政府の適切な権限をもつ資格認定機関もしくは設置認可機関、他の適切なアクレディテーション機関に伝えること。また、要請があれば、社会一般の人々にも伝えること。

(1) アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位を自主的に返上する旨の決定。アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムから返上決定の通知を受けて10日以内に、関係各機関等

高等教育アクレディテーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

にこれを伝えること。

(2) アクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの効力が失効した場合。効力失効日から10日以内に、関係各機関等に伝えること。

§ 602.27 アクレディテーション機関が連邦教育省に伝達すべきその他の情報

(a) アクレディテーション機関は、連邦教育省に対し、次のものを提出しなければならない。

(1) 毎年更新されたアクレディットもしくはプレアクレディットされている高等教育機関や教育プログラムの一覧。それは電子データによる提出となる。

(2) 本 CFR Part 602における連邦教育省長官の責務遂行のため、同長官からの要望次第で、前年度中における当該アクレディテーション機関の主要なアクレディテーション活動の要旨（年次データ要覧も可）。

(3) アクレディテーション機関の方針・手続及びアクレディテーション基準やプレアクレディテーション基準の変更予定に関わるもので、以下の変更に係る事項。

(i) 連邦教育省長官による「認証の内容・範囲」の変更。但し、本 602.27 (a)(4)に定めるものを除く。

(ii) 連邦教育省長官による「認証」基準への適合性に関連づけられるもの。

(4) 20 U.S. Code § 1099b (a)(4)(B)(i)(I)（「アクレディテーションで適用される遠隔教育、通信教育に係る基準・手続・方針」に関する規定）に依拠する遠隔教育、通信教育コースを含めるため、連邦教育省長官による「認証の内容・範囲」を既に拡大した旨の通知文書。この「認証の内容・範囲」の拡大の措置は、連邦教育省が当該通知文書を受理した日から発効する。

(5) 当該アクレディテーション機関が既にアクレディットしたもので、タイトルIV高等教育法に依拠する連邦教育省事業プログラム上の責務を遂

行し得ていないとの信ずるに足る理由を把握している高等教育機関や教育プログラムの名称。もしくは高等教育機関や教育プログラムに関するそうした懸念の根拠となる理由を関知しているだけでなく、詐欺的行為や権利侵害行為に関与していると信ずるに足る理由を把握している高等教育機関や教育プログラムの名称。

(d) 連邦教育省からの要請がある場合、ア kredィットもしくはプレア kredィットした高等教育機関による高等教育機会法 titleIV に依拠する連邦教育省事業プログラム上の責務の遵守状況に係る情報の提供。当該情報には、高等教育機会法 titleIV に依拠する同プログラムへの高等教育機関や教育プログラムの参加適格性に係るものも含まれる。

(b) ア kredィテーション機関が、本 § 602.27 (a) (5) (6) の規定に依拠して、連邦教育省と接触した場合、これを高等教育機関や教育プログラムに伝達することを内容とする方針を保持している場合、同ア kredィテーション機関は、時宜に応じその接触をめぐる状況調査を行うこと並びにその接触を機密指定とする必要性、について明定しておかなければならない。連邦教育省が、これを機密指定とすることにやむを得ない理由があると判断した場合、ア kredィテーション機関は、同教育省からの個別の要請に基づき、その接触を機密扱いとすることを考慮しなければならない。

§ 602.28 州政府及び他のア kredィテーション機関の諸決定への配慮

(a) ア kredィテーション機関が機関別ア kredィテーション機関である場合、中等教育レベルを超えた教育プログラムを提供する法的権限を得ていない教育機関をア kredィットもしくはプレア kredィットすることはできない。

(b) 本 § 602.28 (c) に規定する場合を除き、ア kredィテーション機関は、対象となっている高等教育機関が次に示す事由に横着していることを認知している場合もしくは認知するに足る合理的理由を把握している場合、当該高等教育機関やそこに開設されている教育プログラムにア kredィテーションもしくはプレア kredィテーションの地位を新規承認もしくはこれ

高等教育ア krediteーション機関を対象とする米国連邦教育省認証法制

を更新させることはできない。

(1) 州内で中等後教育を提供する法的権限を、州政府機関により最終処分として停止、無効、撤回もしくは取消されもしくはその処分の途上にある場合。

(2) 連邦政府認証の別のア krediteーション機関によって、ア krediteーションもしくはプレア krediteーションの地位を否認する決定がなされている場合。

(3) ア krediteーションもしくはプレア krediteーションの地位を、連邦政府認証の別のア krediteーション機関により最終処分として停止、無効、撤回もしくは取消されもしくはその処分の可否の決定ができかねている場合。

(4) 連邦政府認証の別のア krediteーション機関により、認定保留もしくはこれと同等の地位に留め置かれている場合。

(c) ア krediteーション機関は、本 § 602.28 (b)の定める状況に置かれている高等教育機関や教育プログラムについて、本 § 602.28 (b)の定める事象に伴う決定日から30日以内に、当該高等教育機関や教育プログラムが連邦教育省長官に対し、基準を依然充足しており、他のア krediteーション機関による否定的な処分がそのア krediteーション機関のア krediteーションもしくはプレア krediteーションの地位付与を妨げるものではない旨を記した詳細かつ説得力ある理由書を提出した場合に限り、それらの地位の付与が認められる。

(d) ア krediteーション機関が、既にア krediteイトもしくはプレア krediteイトしている高等教育機関についてまたア krediteイトもしくはプレア krediteイトしている教育プログラムを開設している高等教育機関について、連邦政府認証の他のア krediteーション機関により「不利な措置」が講じられもしくは認定保留やこれと同等の地位に留め置かれている場合、当該ア krediteーション機関も同様に、「不利な措置」もしくはそれらを認定保留としあるいは「証拠開示請求 (show cause)」を発出するかどうかを判断するため、当該高等教育機関や教育プログラムのアク

比較法雑誌第55巻第3号(2021)

レディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位継続の可否について早急に検討しなければならない。

(e) アクレディテーション機関は、他の連邦政府認証のアクレディテーション機関や同じくその認証を得ている州政府の認可機関の要請に応じ、高等教育機関や教育プログラムのアクレディテーションもしくはプレアクレディテーションの地位並びにこれらに対して既に課している諸種の「否定的な措置」に係る情報を、これら諸機関と共有しなければならない。

§ 602.29 分離条項 (Severability)

ヒト、法律もしくは法律上の実務において本「34 CFR Subpart B—認証基準」のいずれかの規定及びその適用が、効力を有しない場合であっても、その故を以て、本「34 CFR Subpart B—認証基準」における当該規定以外の規定及びその適用に影響が及ぶものではない。

[参照 URL]

◇ Electronic Code of Federal Regulations (eCFR) (2021. 5. 30閲覧)

◇ 34 CFR Part 602 - THE SECRETARY'S RECOGNITION OF ACCREDITING AGENCIES | CFR | US Law | LII / Legal Information Institute (cornell.edu) (2021. 5. 30閲覧)